

一般廃棄物処理基本計画(案)

令和6年 月

一関地区広域行政組合

目次

第1編 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1-1 背景と目的.....	1
1-2 根拠法令.....	1
1-3 計画の前提条件.....	1
1-4 ごみの関係法令と計画の位置づけ.....	2

第2編 地域の概要及び一般廃棄物処理の現状

第1章 地域の概要

1-1 自然環境.....	3
1-2 社会経済状況.....	3

第2章 ごみ処理事業の現状

2-1 ごみ処理事業の概要.....	6
2-2 ごみの排出実態.....	8
2-3 排出段階における減量化・資源化.....	16
2-4 中間処理.....	19
2-5 最終処分.....	26
2-6 ごみ処理経費.....	28
2-7 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量.....	30
2-8 ごみ処理システムの評価.....	31
2-9 広域化の現状.....	33
2-10 ごみ処理行政の動向.....	34
2-11 ごみ処理に係る課題の抽出.....	36

第3章 生活排水処理事業の現状

3-1 生活排水処理事業の概要.....	38
3-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集実績.....	42
3-3 中間処理.....	43
3-4 し尿処理施設の処理経費.....	44
3-5 生活排水処理施設の状況.....	45
3-6 前計画目標値の達成状況.....	50
3-7 生活排水処理に係る課題の抽出.....	50

第3編 一般廃棄物処理基本計画

第1章 ごみ処理基本計画

1-1	計画フレーム	51
1-2	ごみ処理基本方針	62
1-3	分別及び収集・運搬計画	63
1-4	中間処理計画	64
1-5	最終処分計画	65
1-6	住民・事業者・行政の取組	66
1-7	受入基準の設定	73
1-8	その他の施策	74

第2章 生活排水処理基本計画

2-1	計画フレーム	76
2-2	生活排水処理基本方針	83
2-3	下水道及び農業集落排水施設の整備計画	83
2-4	し尿及び浄化槽汚泥処理計画	83
2-5	住民・事業者・行政の取組	83

第 1 編

一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1-1 背景と目的

ごみ及び生活排水問題は、私たちの生活に密接する身近な環境問題としての認識が浸透しつつあり、問題解決のためには、排出者である住民及び事業者と一般廃棄物処理を行う行政の連携した取り組みが重要となってくる。

一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）では、平成31年3月に「一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、一般廃棄物処理を推進してきたところである。

本計画は、近年の新たな法制度の動向や関係者の取り組みの進展、社会経済情勢の変化等を踏まえ、持続可能な循環型社会を形成するための取り組みをさらに強めていくことを目的として、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、改定を行うものである。

組合は、数十年に一度の新たな施設の整備という大事業を進めている転換期にあり、本改定では、焼却施設、資源物・不燃物・粗大ごみの処理を行うリサイクル施設及び最終処分場の整備についても定める。

1-2 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項において、市町村等は構成市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されている。本計画はこれに準拠し、策定する。

1-3 計画の前提条件

1) 対象地域

対象地域は、組合を構成する一関市及び平泉町全域とする。

2) 適用範囲

本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物（ごみ及び生活排水）とする。

3) 計画期間

本計画の推進期間は、平成31年度から令和10年度までの10年間とし、令和10年度を計画目標年度とする。本計画は概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行う。

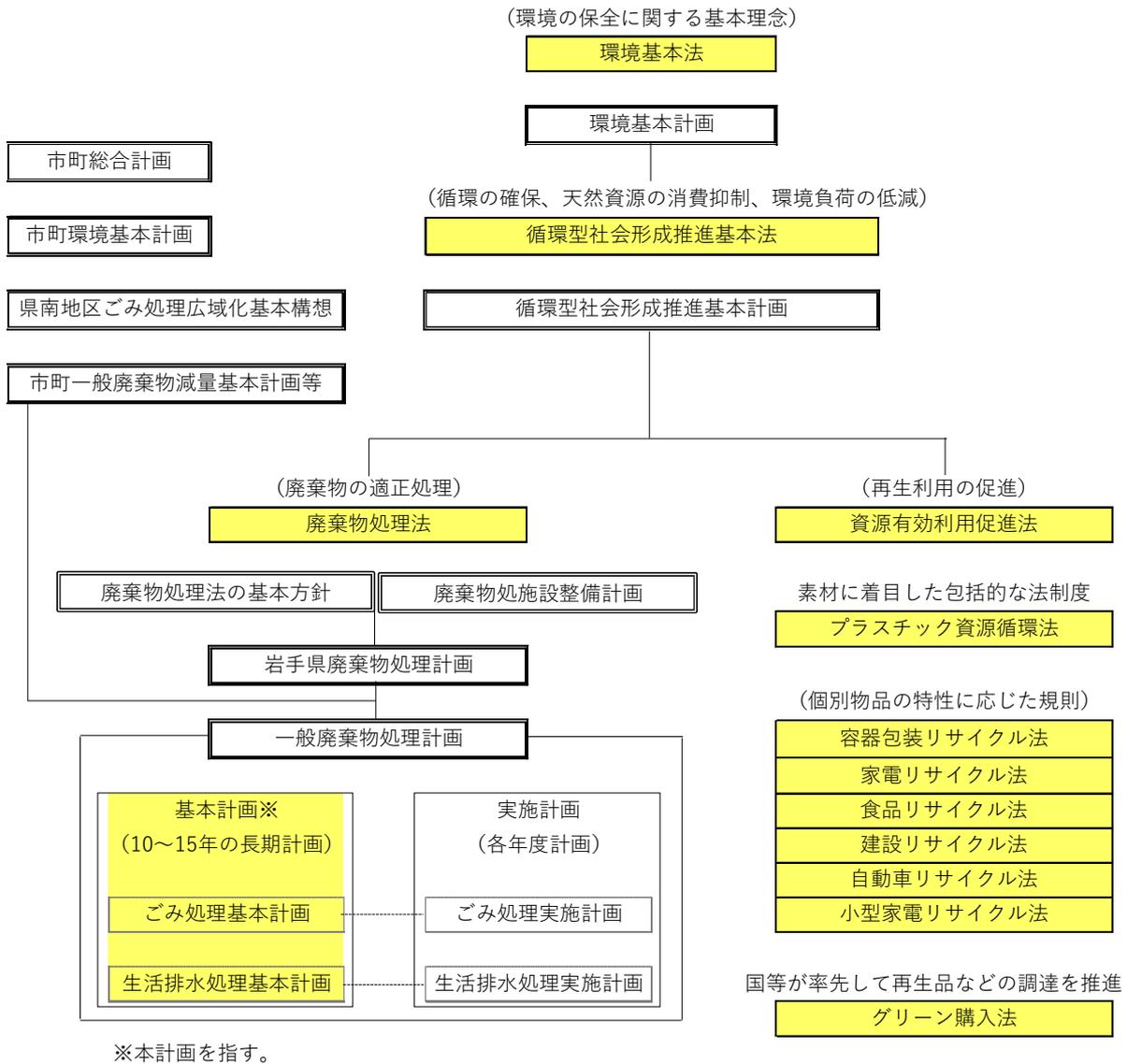


図表 1-1-1 計画期間

1-4 ごみの関係法令と計画の位置づけ

ごみについて、国等の関係法令及び関連計画と本計画の位置づけを図表 1-1-2に示す。

ごみ処理は、「循環型社会形成推進基本計画」に準拠し、①できる限り排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止及びその他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては⑤適正な処分を確保することを優先順位とする。



図表 1-1-2 関係法令と本計画の位置づけ

第 2 編

地域の概要及び一般廃棄物処理の現状

第1章 地域の概要

1-1 自然環境

1) 位置・地勢

本組合圏域は岩手県の南端に位置し、南は宮城県、西は秋田県と接しており、東北地方のほぼ中央、盛岡と仙台の中間地点にある。東西を山地に挟まれ起伏の多い地形となっており、中央を流れる北上川流域の平坦地を中心に生活圏が形成されている。

2) 気象

気温の日較差、年較差が比較的大きく、内陸型の特徴を示す。西側は日本海側の気候の影響を受け、降水量も多く、冬季間は雪に覆われる。中央から東側にかけては、太平洋側の気候に属しており、晴れやすい地域となっている。

1-2 社会経済状況

1) 組合のあゆみ

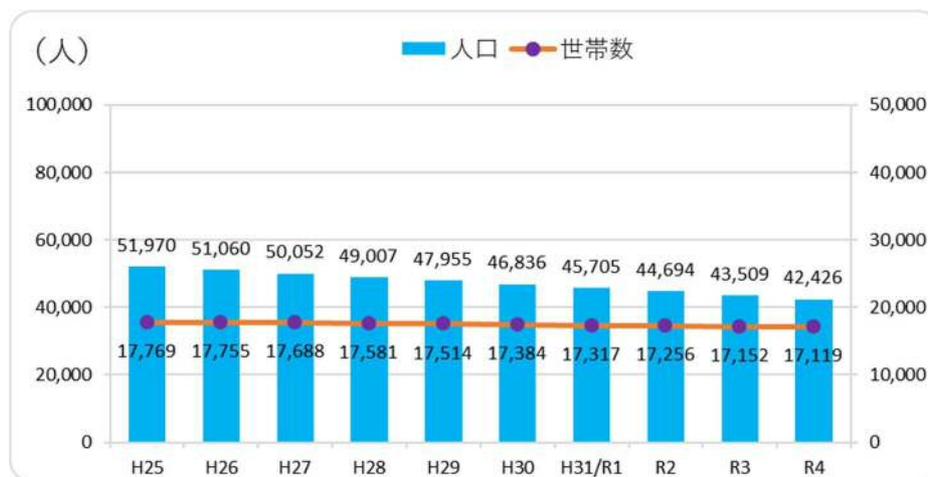
両磐地区広域市町村圏では、7つの一部事務組合、1つの広域連合及び2つの協議会で10組合等が設置されていた。平成17年の一関市の合併により、一関市、平泉町及び藤沢町で両磐地区一部事務組合等統合協議会を組織し、組合等の統合再編を図り、平成18年に本組合が設立された。平成23年9月に一関市と藤沢町が合併し、現在は、一関市と平泉町で組合を組織している。

2) 人口及び世帯数

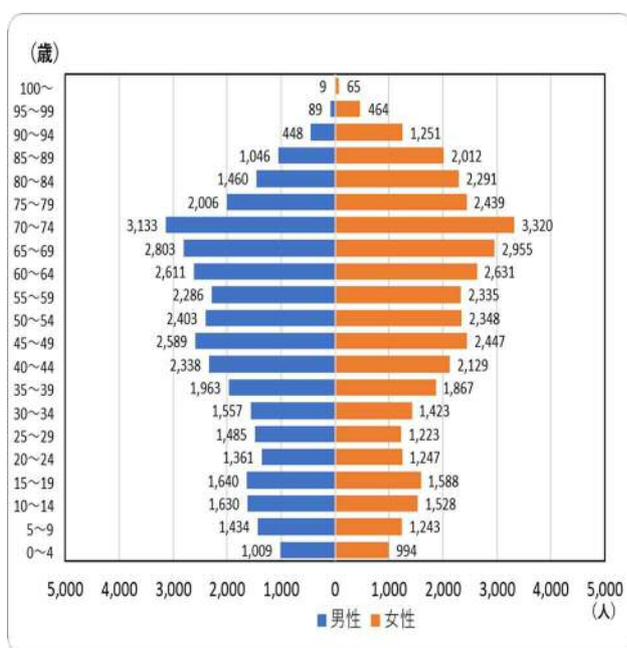
人口及び世帯数の推移、令和4年度の年齢及び性別構造を、収集区域ごとに図表2-1-1～図表2-1-4に示す。一関清掃センター管内（一関市の一関、花泉地域及び平泉町）においては、人口は減少しているが、世帯数は増加している。大東清掃センター管内（一関市の大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢地域）においては、人口は減少し、世帯数はほぼ横ばいで推移している。



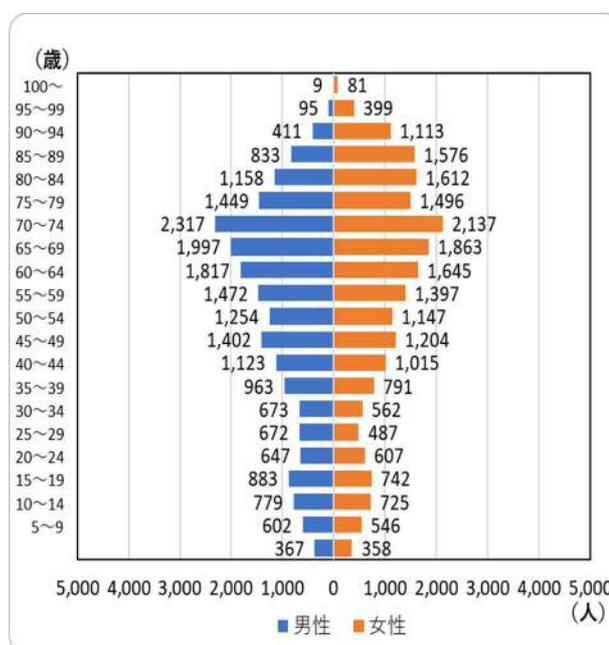
図表 2-1-1 人口及び世帯数の推移（一関清掃センター管内）



図表 2-1-2 人口及び世帯数の推移（大東清掃センター管内）



図表 2-1-3 年齢及び性別構造
（令和4年度・一関清掃センター管内）



図表 2-1-4 年齢及び性別構造
（令和4年度・大東清掃センター管内）

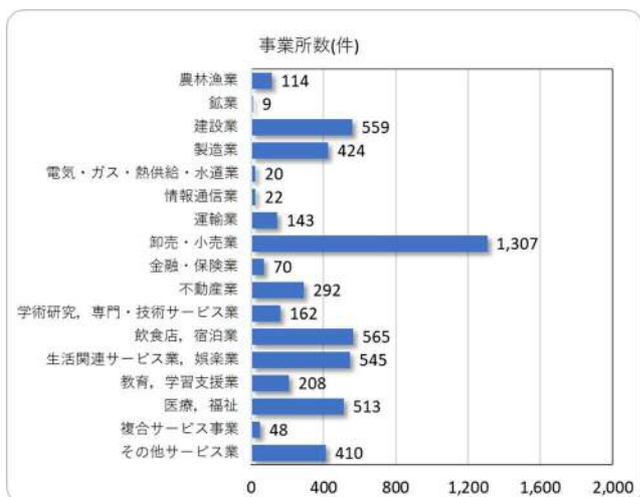
3) 交通

東北新幹線、東北本線及び東北自動車道が南北に縦貫し、また東西には気仙沼市や大船渡市とを結ぶ大船渡線がある。本組合圏域内は路線バスが運行しており、住民の日常生活に必要な交通手段となっている。

4) 産業の概要

すべての産業分野において就業人口が減少傾向にある。また、産業構造は第一次産業から第二次産業、第三次産業へと主体が移っており、今後もこの傾向は続くものとみられる。令和3年度にお

ける産業構造を、図表 2-1-5、図表 2-1-6 に示す。



図表 2-1-5 産業別事業所数
(令和3年度)



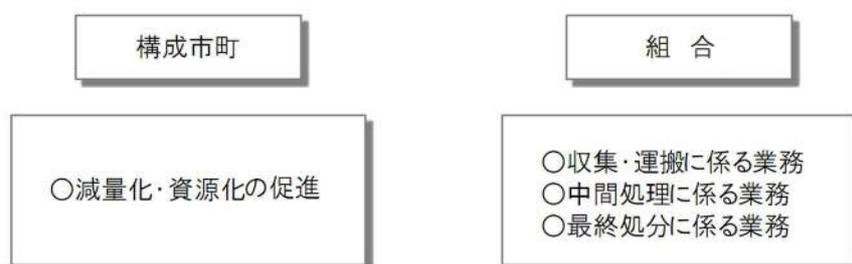
図表 2-1-6 産業別従業者数
(令和3年度)

第2章 ごみ処理事業の現状

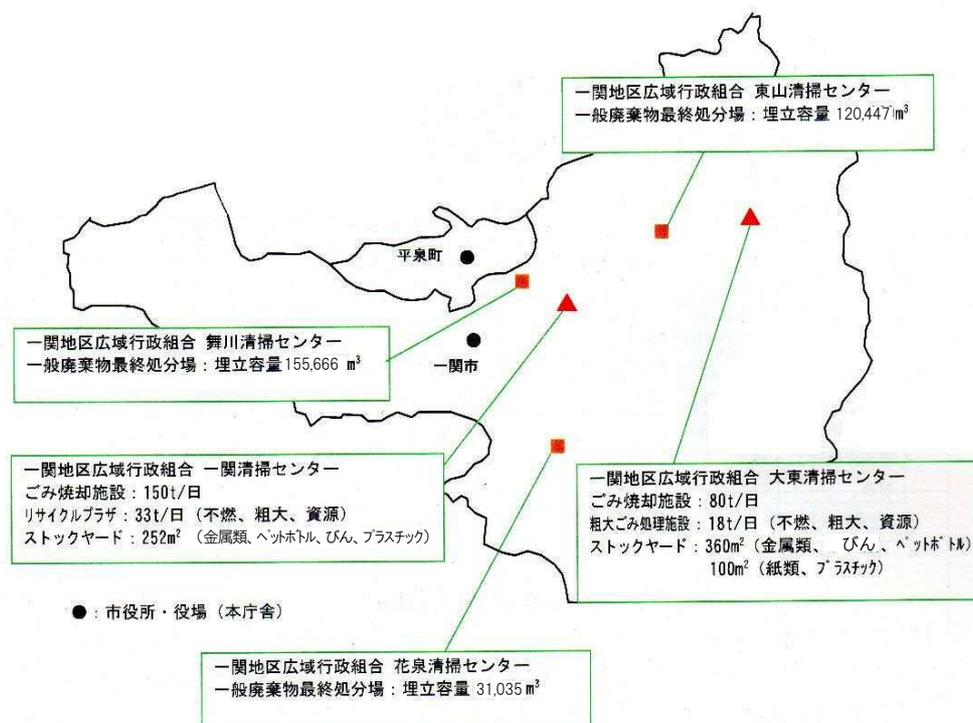
2-1 ごみ処理事業の概要

1) 役割分担

組合と構成市町との関係を図表 2-2-1 に、行政区域及び各処理施設の位置図を図表 2-2-2 に示す。組合は、構成市町である一関市及び平泉町のごみ処理事業のうち、収集・運搬、中間処理、最終処分に係る業務等を管理している。一方、構成市町は排出段階での一般廃棄物の減量化対策、資源化（リサイクル）の促進、不法処理の抑制を担っている。



図表 2-2-1 組合と構成市町の関係



図表 2-2-2 行政区域及び各処理施設の位置図

2) ごみの収集及び処理・処分の流れ

(1) 分別区分と収集体制

分別区分と収集体制を、図表 2-2-3 に示す。

分別区分では、燃やすごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみの4分別を実施している。このうち資源ごみは、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、食品用トレイ、紙類、廃小型家電に分別しているが、大東清掃センター管内では食品トレイは白色のみ対象としている。

また、燃やすごみ及び燃やせないごみについては、構成市町共通の指定袋による収集を、資源ごみについても、紙類を除き指定袋による収集を行っている。

なお、一関清掃センター管内で資源ごみに使用できた透明な袋の使用は、平成 30 年 6 月末で終了した。

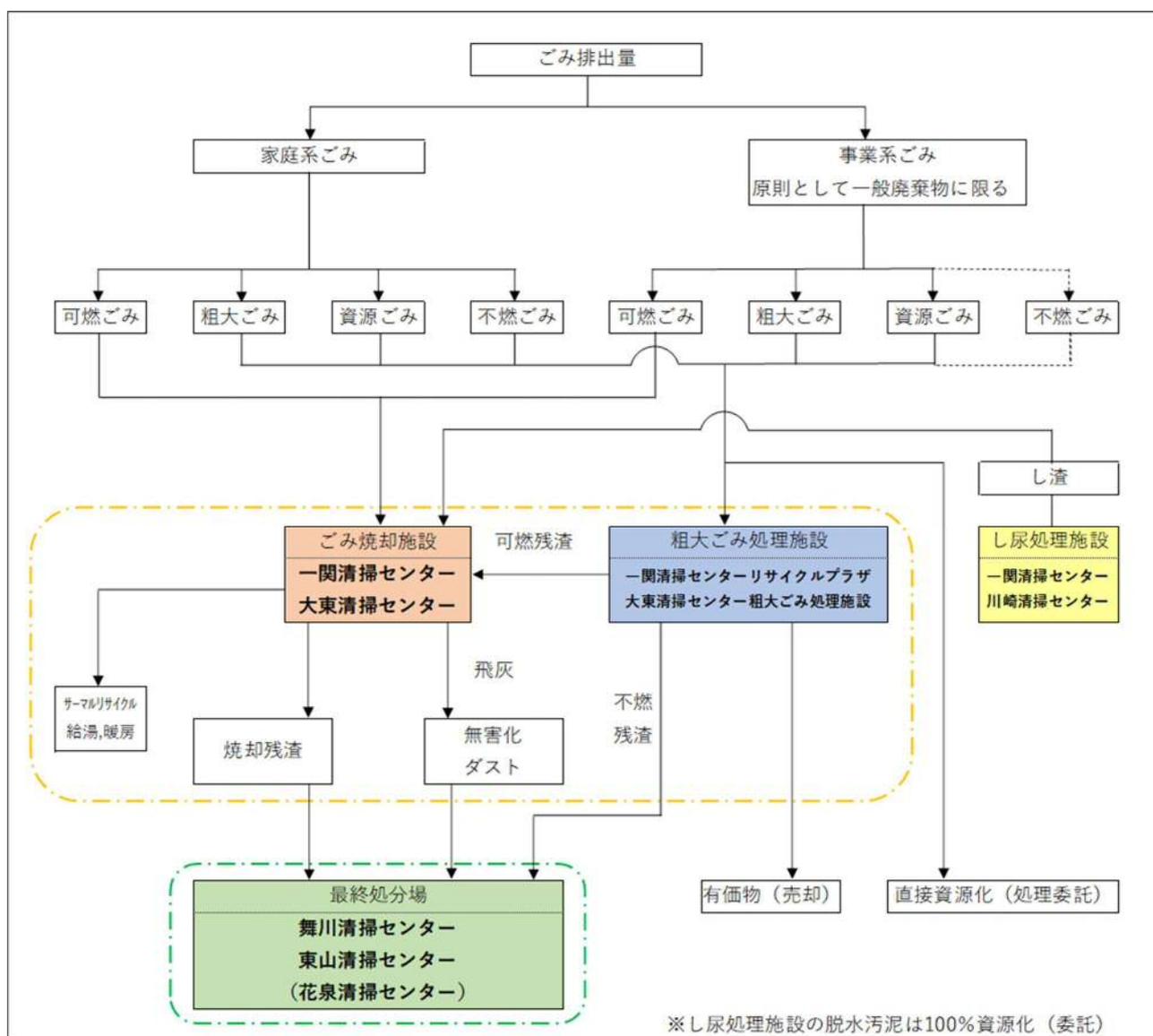
家庭系ごみは指定された集積所へ集積されたものを、業者委託により収集を行っている。

図表 2-2-3 分別区分と収集体制

分別区分	内容	排出方法	排出場所	収集頻度	収集体制	
燃やすごみ	生ごみ、紙、アルミ箔、木くず、ゴム、布、革、在宅医療廃棄物のうち針なし注射器・点滴バック、その他（プラマークが表示されているもので容器の中が洗にくいもの、汚れの取れないもの）など	指定袋	指定された集積所	週2回	委託業者	
燃やせないごみ	小型家庭用品、金属類、陶器、ガラス、刃物類、在宅医療廃棄物のうち空きびん・空缶、蛍光灯など（蛍光灯のみ別袋とする。）	指定袋		隔週		
資源ごみ	びん	びん類（ふたを除く）		指定袋		隔週
	缶	缶類（ふたを除く）		指定袋		隔週
	ペットボトル	ペットボトルマークが表示されているもの（キャップとラベルを除く）		指定袋		隔週
	プラスチック製容器包装	ボトル類、カップ類、トレイ類（食品用トレイ以外）、ふた類、ポリ袋・パック類・外装フィルム、緩衝材類、ネット類など		指定袋		週1回
	発泡スチロール食品トレイ	食品トレイは白色以外も可（一関清掃センター管内）		紙ひも		隔週
		食品トレイは白色のみ（大東清掃センター管内）				
紙類	新聞紙（折り込みチラシも含む）、飲料用紙パック（牛乳・酒・ジュース用）、雑誌（カタログ・パンフレット）、ダンボール	紙袋・紙箱		隔週		
	厚紙・ティッシュ箱・包装紙、封筒・はがきなど	紙袋・紙箱				
廃小型家電	ファクシミリ、携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ	-	回収ボックス	月1回		
粗大ごみ	タイヤ・ホイール（普通乗用車以下）、バイク（50cc未満）、机、たんす、ソファ（スプリング入りを除く）、テーブル、じゅうたん、畳、ふとん、自転車など	（直接持込 又は収集許可業者へ依頼）				

(2) ごみ処理・処分の流れ

組合におけるごみの処理・処分フローを、図表 2-2-4 に示す。



図表 2-2-4 組合におけるごみの処理・処分フロー

2-2 ごみの排出実態

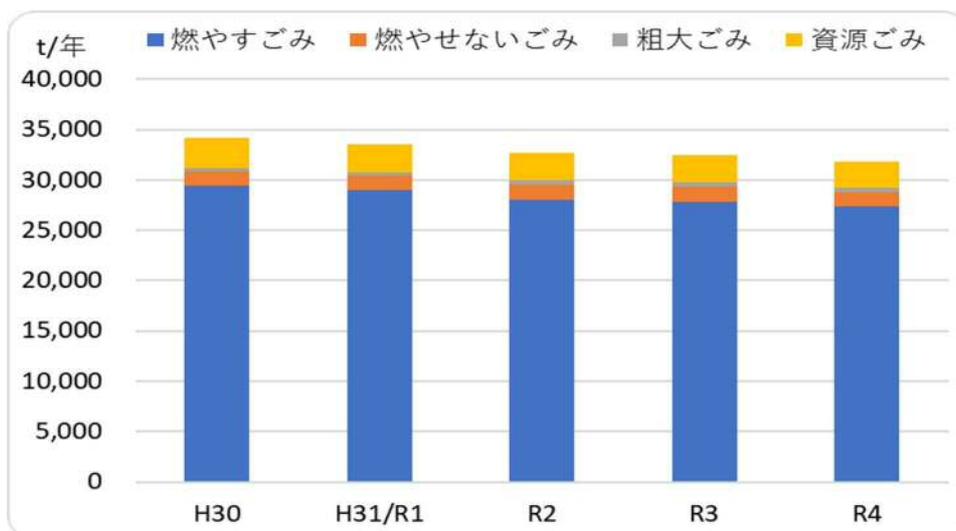
市町別ごみ排出量実績及び各清掃センター別搬入量実績を、図表 2-2-5～図表 2-2-7 に示す。構成市町では、原単位は増減を繰り返しているが、人口の減少に伴って排出量は減少している。

図表 2-2-5(1) 一関市のごみ排出量実績

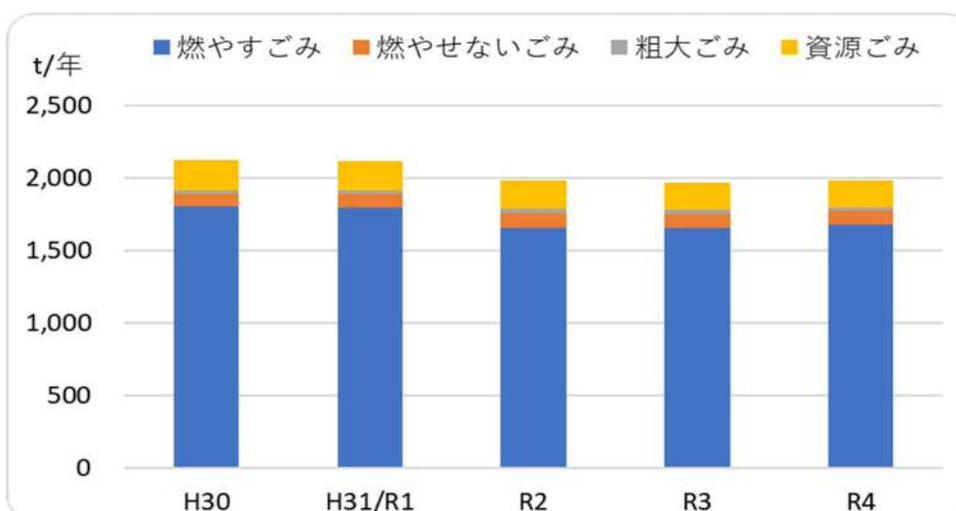
項目\年度		単位	H30	H31/R1	R2	R3	R4	
【生活系】								
人口		人	116,367	114,438	112,639	110,679	108,587	
排出量	燃やすごみ	t/年	19,896	19,840	19,689	19,642	19,336	
	燃やせないごみ	t/年	1,359	1,358	1,492	1,470	1,433	
	粗大ごみ	t/年	353	394	423	439	428	
	資源ごみ	缶	t/年	235	219	235	222	209
		びん	t/年	861	816	798	768	749
		ペットボトル	t/年	216	204	203	212	214
		プラスチック製容器包装	t/年	430	417	422	431	436
		白色トレイ	t/年	2.4	2.3	2.4	2.4	2.5
		古紙類	t/年	1,139	1,050	1,006	958	959
		廃小型家電	t/年	10	7.8	8.2	8.0	8.6
(資源ごみ計)		t/年	2,894	2,715	2,675	2,601	2,578	
(計)	t/年	24,501	24,308	24,279	24,151	23,776		
一人一日あたりの排出量	燃やすごみ	g/人・日	468	474	479	486	488	
	燃やせないごみ	g/人・日	32	32	36	36	36	
	粗大ごみ	g/人・日	8.3	9.4	10.3	10.9	10.8	
	資源ごみ	缶	g/人・日	5.5	5.2	5.7	5.5	5.3
		びん	g/人・日	20	19	19	19	19
		ペットボトル	g/人・日	5.1	4.9	4.9	5.2	5.4
		プラスチック製容器包装	g/人・日	10	10	10	11	11
		白色トレイ	g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		古紙類	g/人・日	27	25	24	24	24
		廃小型家電	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
(資源ごみ計)		g/人・日	68	65	65	64	65	
(計)	g/人・日	577	580	591	598	600		
【事業系】								
排出量	燃やすごみ	t/年	9,601	9,185	8,337	8,219	8,033	
	燃やせないごみ	t/年	5.9	5.7	3.3	4.5	6.9	
	粗大ごみ	t/年	1.7	2.4	3.1	2.1	2.0	
	資源ごみ	缶	t/年	12	12	10	5.8	5.4
		びん	t/年	67	56	40	38	38
		ペットボトル	t/年	6.7	6.3	5.3	5.0	4.2
		プラスチック製容器包装	t/年	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
		白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0
		古紙類	t/年	0	0	0	0	0
		廃小型家電	t/年	0	0	0	0	0
(資源ごみ計)		t/年	86	74	55	49	47	
(計)	t/年	9,695	9,267	8,398	8,274	8,090		
合計排出量		t/年	34,196	33,575	32,676	32,425	31,865	

図表 2-2-5(2) 平泉町のごみ排出量実績

項目\年度		単位	H30	H31/R1	R2	R3	R4	
【生活系】								
人口		人	7,584	7,413	7,291	7,129	6,939	
排出量	燃やすごみ	t/年	1,252	1,262	1,220	1,214	1,223	
	燃やせないごみ	t/年	86	89	99	95	96	
	粗大ごみ	t/年	21	23	26	27	25	
	資源ごみ	缶	t/年	15	14	15	14	13
		びん	t/年	57	55	54	51	50
		ペットボトル	t/年	13	12	12	12	12
		プラスチック製容器包装	t/年	28	28	28	28	28
		白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0
		古紙類	t/年	83	72	76	73	72
		廃小型家電	t/年	0.7	0.6	0.6	0.5	0.6
(資源ごみ計)	t/年	196	182	185	180	176		
(計)	t/年	1,556	1,557	1,529	1,516	1,519		
一人一日あたりの排出量	燃やすごみ	g/人・日	452	465	458	467	483	
	燃やせないごみ	g/人・日	31	33	37	37	38	
	粗大ごみ	g/人・日	7.5	8.5	9.9	10.3	9.8	
	資源ごみ	缶	g/人・日	5.4	5.3	5.6	5.4	5.1
		びん	g/人・日	21	20	20	20	20
		ペットボトル	g/人・日	4.6	4.6	4.5	4.8	4.9
		プラスチック製容器包装	g/人・日	10	10	10	11	11
		白色トレイ	g/人・日	0	0	0	0	0
		古紙類	g/人・日	30	27	28	28	28
		廃小型家電	g/人・日	0.27	0.22	0.21	0.21	0.23
(資源ごみ計)	g/人・日	71	67	69	69	69		
(計)	g/人・日	562	574	575	583	600		
【事業系】								
排出量	燃やすごみ	t/年	554	539	443	443	456	
	燃やせないごみ	t/年	0.00	0.06	0.05	0.11	0.14	
	粗大ごみ	t/年	0.32	0.78	0.17	0.50	0.23	
	資源ごみ	缶	t/年	0.55	0.30	0.24	0.31	0.33
		びん	t/年	18	24	14	13	14
		ペットボトル	t/年	0.20	0.14	0.10	0.17	0.21
		プラスチック製容器包装	t/年	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00
		白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0
		古紙類	t/年	0	0	0	0	0
		廃小型家電	t/年	0	0	0	0	0
(資源ごみ計)	t/年	19	24	14	14	14		
(計)	t/年	573	564	458	458	471		
合計排出量		t/年	2,129	2,121	1,987	1,973	1,990	



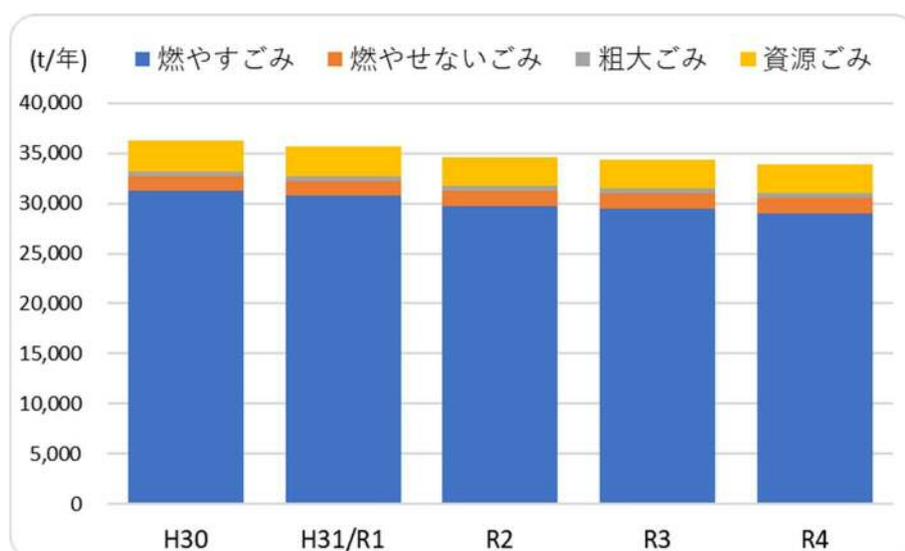
図表 2-2-5(3) 一関市のごみ排出量実績の推移



図表 2-2-5(4) 平泉町のごみ排出量実績の推移

図表 2-2-5(5) 構成市町全体のごみ排出量実績

項目\年度		単位	H30	H31/R1	R2	R3	R4	
人口		人	123,951	121,851	119,930	117,808	115,526	
排出量	燃やすごみ	t/年	31,304	30,827	29,689	29,518	29,048	
	燃やせないごみ	t/年	1,451	1,453	1,594	1,569	1,536	
	粗大ごみ	t/年	375	420	453	469	455	
	資源ごみ	缶	t/年	262	246	260	242	227
		びん	t/年	1,003	950	905	870	850
		ペットボトル	t/年	235	223	220	230	231
		プラスチック製容器包装	t/年	459	444	450	459	464
		白色トレイ	t/年	2	2	2	2	3
		古紙類	t/年	1,222	1,122	1,082	1,031	1,031
		廃小型家電	t/年	11	8	9	9	9
		(資源ごみ計)	t/年	3,195	2,996	2,928	2,843	2,816
	(計)	t/年	36,325	35,696	34,664	34,399	33,855	
	(一人一日あたりの排出量)	燃やすごみ	g/人・日	691.9	691.2	678.2	686.5	688.9
燃やせないごみ		g/人・日	32.1	32.6	36.4	36.5	36.4	
粗大ごみ		g/人・日	8.3	9.4	10.3	10.9	10.8	
資源ごみ		缶	g/人・日	5.8	5.5	5.9	5.6	5.4
		びん	g/人・日	22.2	21.3	20.7	20.2	20.2
		ペットボトル	g/人・日	5.2	5.0	5.0	5.3	5.5
		プラスチック製容器包装	g/人・日	10.1	10.0	10.3	10.7	11.0
		白色トレイ	g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		古紙類	g/人・日	27.0	25.1	24.7	24.0	24.5
		廃小型家電	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		(資源ごみ計)	g/人・日	70.6	67.2	66.9	66.1	66.8
(計)		g/人・日	802.9	800.4	791.9	800.0	802.9	



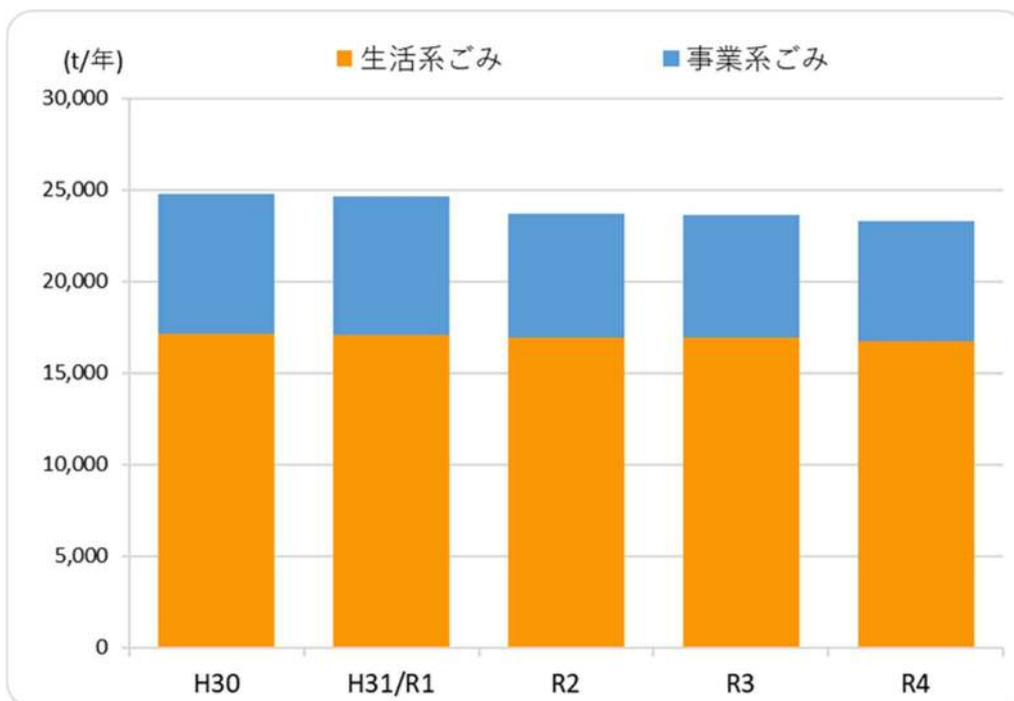
図表 2-2-5(6) 構成市町全体のごみ排出量実績の推移

図表 2-2-6(1) 一関清掃センター搬入量実績

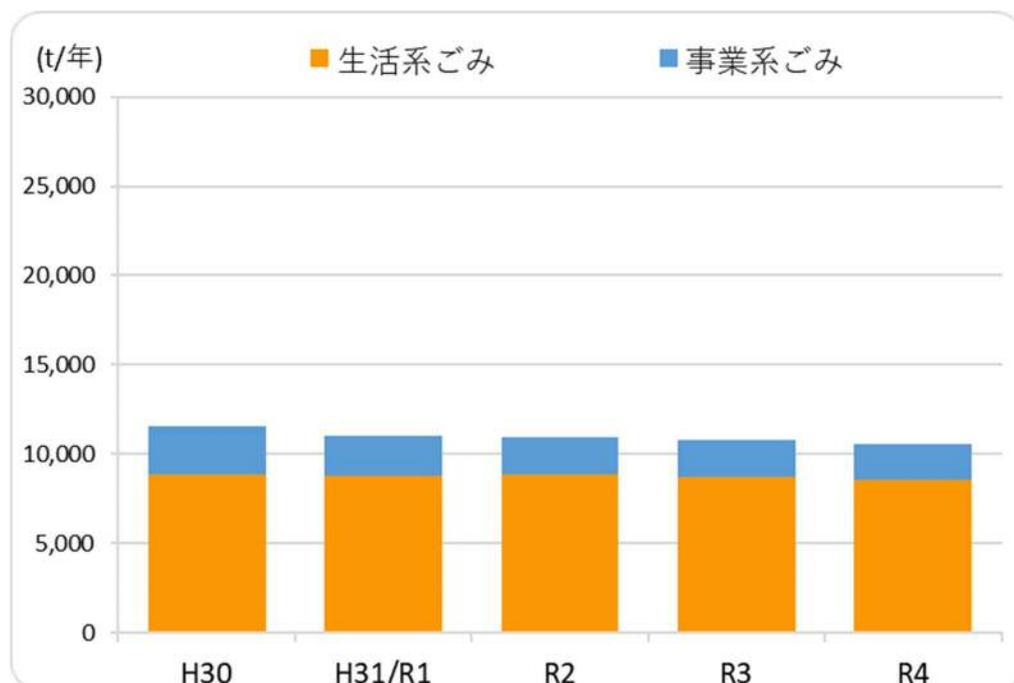
項目\年度		H30	H31/R1	R2	R3	R4
燃やすごみ		21371.59	21359.65	20387.27	20373.00	20080.19
	生活系ごみ	13859.84	13878.92	13703.75	13737.98	13596.75
	事業系ごみ	7511.75	7480.73	6683.52	6635.02	6483.44
燃やせないごみ		969.52	975.14	1074.74	1069.05	1054.45
	生活系ごみ	968.43	974.27	1073.83	1068.25	1051.37
	事業系ごみ	1.09	0.87	0.91	0.80	3.08
粗大ごみ		255.59	296.26	299.09	315.86	311.63
	生活系ごみ	253.56	293.12	295.81	313.29	309.41
	事業系ごみ	2.03	3.14	3.28	2.57	2.22
資源 ご み	缶	162.18	147.55	160.18	149.99	138.84
	生活系ごみ	157.70	143.97	157.08	147.48	136.47
	事業系ごみ	4.48	3.58	3.10	2.51	2.37
	びん	591.76	566.38	541.40	521.98	511.97
	生活系ごみ	520.61	498.23	494.47	477.69	468.69
	事業系ごみ	71.15	68.15	46.93	44.29	43.28
	ペットボトル	146.93	135.35	133.51	138.59	136.36
	生活系ごみ	141.57	129.96	129.18	134.58	132.91
	事業系ごみ	5.36	5.39	4.33	4.01	3.45
	プラスチック製容器包装	313.60	302.07	305.67	311.35	313.14
	生活系ごみ	313.57	302.07	305.67	311.35	313.14
	事業系ごみ	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
	白色トレイ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	生活系ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	事業系ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	古紙類	951.99	853.69	800.19	745.47	743.15
	生活系ごみ	951.99	853.69	800.19	745.47	743.15
	事業系ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃小型家電	5.46	4.15	4.57	4.45	4.80
	生活系ごみ	5.46	4.15	4.57	4.45	4.80
事業系ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
(資源ごみ計)		2171.92	2009.20	1945.52	1871.83	1848.26
	生活系ごみ	2090.90	1932.08	1891.16	1821.02	1799.16
	事業系ごみ	81.02	77.12	54.36	50.81	49.10
(計)		24,769	24,640	23,707	23,630	23,295
	生活系ごみ	17,173	17,078	16,965	16,941	16,757
	事業系ごみ	7,596	7,562	6,742	6,689	6,538

図表 2-2-6(2) 大東清掃センター搬入量実績

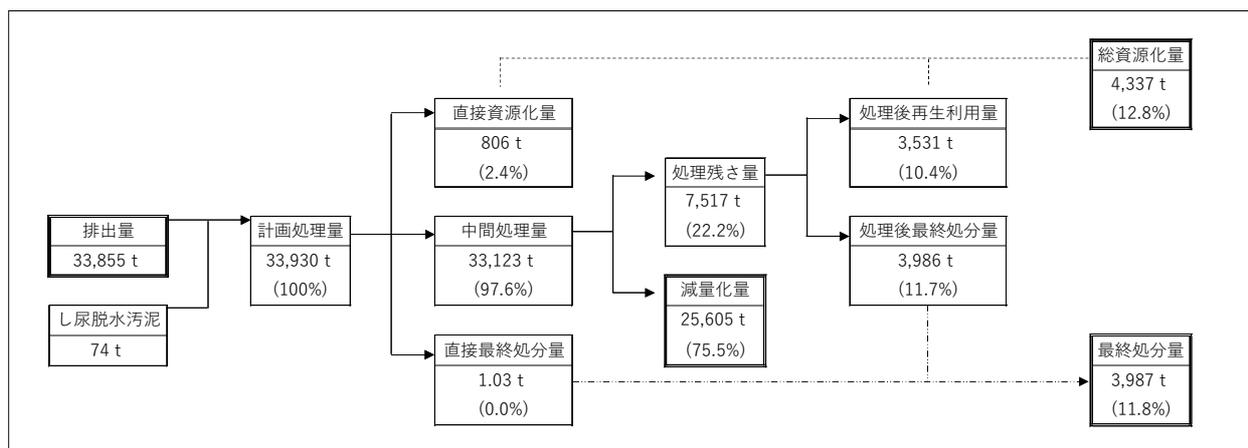
項目\年度		H30	H31/R1	R2	R3	R4	
燃やすごみ		9932.14	9467.28	9301.30	9145.11	8967.96	
	生活系ごみ	7288.64	7223.95	7204.74	7118.22	6961.74	
	事業系ごみ	2643.50	2243.33	2096.56	2026.89	2006.22	
燃やせないごみ		481.81	477.84	519.50	500.24	482.01	
	生活系ごみ	477.00	472.99	517.04	496.40	478.01	
	事業系ごみ	4.81	4.85	2.46	3.84	4.00	
粗大ごみ		119.69	124.10	153.61	152.67	143.63	
	生活系ごみ	119.69	124.10	153.61	152.67	143.63	
	事業系ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
資源 ごみ	缶		99.69	98.20	99.62	92.29	88.37
		生活系ごみ	91.72	89.64	92.94	88.71	85.04
		事業系ごみ	7.97	8.56	6.68	3.58	3.33
	びん		411.43	384.01	363.57	347.80	337.92
		生活系ごみ	397.15	372.69	356.80	340.98	329.78
		事業系ごみ	14.28	11.32	6.77	6.82	8.14
	ペットボトル		88.27	87.49	86.60	91.00	94.74
		生活系ごみ	86.72	86.46	85.49	89.81	93.77
		事業系ごみ	1.55	1.03	1.11	1.19	0.97
	プラスチック製容器包装		145.04	142.24	144.40	147.42	151.28
		生活系ごみ	145.04	142.24	144.40	147.42	151.28
		事業系ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	白色トレイ		2.38	2.33	2.44	2.39	2.51
		生活系ごみ	2.38	2.33	2.44	2.39	2.51
		事業系ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	古紙類		270.33	267.89	281.88	285.94	288.12
		生活系ごみ	270.33	267.89	281.88	285.94	288.12
		事業系ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃小型家電		5.77	4.27	4.21	4.06	4.40
		生活系ごみ	5.77	4.27	4.21	4.06	4.40
		事業系ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(資源ごみ計)		1022.91	986.43	982.72	970.90	967.34	
生活系ごみ		999.11	965.52	968.16	959.31	954.90	
事業系ごみ		23.80	20.91	14.56	11.59	12.44	
(計)		11556.55	11055.65	10957.13	10768.92	10560.94	
生活系ごみ		8,884	8,787	8,844	8,727	8,538	
事業系ごみ		2,672	2,269	2,114	2,042	2,023	



図表 2-2-6 (3) 一関清掃センター搬入量実績の推移



図表 2-2-6 (4) 大東清掃センター搬入量実績の推移



図表 2-2-7 ごみの流れ（令和4年度実績）

2-3 排出段階における減量化・資源化

1) 生ごみ処理機器購入に係る補助制度

家庭から排出される生ごみの減量化と資源化を図るため、一関市及び平泉町ではこれまで生ごみ処理機器購入に係る補助制度を設け推進してきた。なお、平泉町は平成 27 年度で補助事業を終了した。

当該補助制度を継続している一関市では電気式生ごみ処理機、手動式生ごみ処理機、設置型コンポスト化容器、密閉型コンポスト化容器の4種類の購入に対して、購入金額の1/2程度を補助している。補助制度の実績を、図表 2-2-8 に示す。

図表 2-2-8 生ごみ処理機器購入に係る補助制度の実績

年度・市町名\項目		電気式 生ごみ処理機	手動式 生ごみ処理機	設置型 コンポスト化容器	密閉型 コンポスト化容器	計
令和3年度	一関市	31	2	27	3	63
	平泉町	-	-	-	-	0
令和4年度	一関市	35	1	18	6	60
	平泉町	-	-	-	-	0

2) 集団回収に係る助成制度

資源の有効利用とごみ減量のため、一関市内または平泉町内から発生する有価物を集団で回収した団体に対し、有価物集団回収事業助成金制度を設け、推進している。

当該助成制度は、有価物回収業者登録をしている業者に引き渡した金属類、古紙類、ビン類などの量に対し、助成金を交付している。助成制度の概要と回収実績を、図表 2-2-9 に示す。

図表 2-2-9 集団回収に係る助成制度の概要と回収実績

項目 市町名・年度		回収品目と助成金額・回収実績			
		金属類	古紙類	ペットボトル	ビン類
一関市		5円/kg	5円/kg	5円/kg	4円/本
回収 実績	令和3年度	122t	1,291t	35t	26t
	令和4年度	110t	1,269t	38t	15t

		金属類	古紙類	牛乳パック	ビン類	ペットボトル
平泉町		5円/kg	4円/kg	4円/kg	4円/本	5円/kg
回収 実績	令和3年度	0.4 t	20 t	0.3 t	1,170 t	0
	令和4年度	0.4 t	15 t	0.2 t	1,445 t	0

3) その他の取組

その他、構成市町では次に示す取組を行っている。

□きれいなまちをめざし隊（一関市）

「一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例」に基づき、きれいなまちづくりを推進するための活動の一環として市職員等による市施設等周辺の清掃活動を実施している。

なお、一関コミュニティFM等を活用し、住民へ条例の趣旨を広く周知するとともに、きれいなまちづくりへの自主的な取組を促している。

□一関市公衆衛生組合連合会（一関市）

環境衛生思想及び保健衛生思想の普及、廃棄物の適正処理、ごみ減量化及び再資源化の奨励、生活環境の保全、公衆衛生に関する調査研究・会議・研修などを行っている。

□一関市ごみ問題対策巡視員活動（一関市）

一関市公衆衛生組合連合会の単位組合の区域ごとに巡視員を選任し、ごみ集積所に排出される廃棄物の適正な分別及び再利用の促進、区域内の巡視及び廃棄物の不法投棄の通報等を行っている。

□春・秋の一斉清掃（一関市）

一関市公衆衛生組合連合会との共催で、例年4月と10月の第3日曜日に市内全域を対象としたボランティア清掃活動を実施している。

□古着、使用済小型家電回収事業（一関市）

資源の有効活用を図るため、回収品、日時、場所を告知して、家庭で不要になった古着や使

用済み小型家電の回収を定期的に行っている。

□リユース（ジモティー活用）（一関市）

市内のリユース活動をさらに促進するため、株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結し、リユースの一つの手段として「ジモティー」を活用することを提案している。

□一関地球温暖化対策地域協議会（一関市）

市民、事業者、環境 NPO、市が協力して、地球温暖化を防止することを目的に、市内で排出される二酸化炭素やごみの量を削減するために地域でできる共同事業の計画・実施や、地球温暖化対策の学習・教育活動の推進を図っている。

□残さず食べよう！30・10運動（一関市）

平成 29 年度から、宴会や会食での食べ残しを減らすため、最初の 30 分間と最後の 10 分間は席を立たずに料理を楽しむ「30・10（さんまる・いちまる）運動」を推進している。この運動に賛同いただいた飲食店や宿泊施設を、市が「残さず食べよう！30・10運動協力店」として認定している。

□環境整備の日（平泉町）

毎年6月に個人、行政区、団体、事業所等の協力を得ながら、平泉町の景観を守るとともに、世界遺産のまちにふさわしい環境にするため清掃活動を実施している。

□春の一斉清掃（平泉町）

毎年4月の第3日曜日に、町民の協力を得て行政区毎に、住宅周辺の道路・公園などの清掃活動を実地している。

□ひらいずみ地球温暖化対策協議会（平泉町）

住民、事業者、行政が連携し協力しながら、地域での具体的な地球温暖化防止活動に積極的に取り組もうとする団体で、地域で実践できる活動、講演会・イベント・情報交換会の開催などを話し合いで決定し、実施している。

2-4 中間処理

1) 中間処理施設の概要

(1) 中間処理施設

一関清掃センター（ごみ焼却施設、リサイクルプラザ）の概要を図表 2-2-10 に、大東清掃センター（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設）の概要を図表 2-2-11 に示す。

一関清掃センターでは、ごみ焼却施設は全連続式ストーカ炉で、焼却灰等は最終処分場へ埋立処分しているが、一部はセメント原料として資源化に取り組んでいる。リサイクルプラザは、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの破碎、選別、圧縮、減容等を行っている。

大東清掃センターでは、ごみ焼却施設は全連続式流動床炉で、焼却灰等は最終処分場へ埋立処分している。粗大ごみ処理施設は、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの破碎、圧縮、選別等を行っている。

図表 2-2-10 一関清掃センターの概要

施設名	一関清掃センター
所在地	一関市狐禅寺字草ヶ沢36番地41
ごみ焼却施設	敷地面積:6,672㎡
	竣工:昭和56年3月
	施設規模:150t/日(75t/24h×2基)
	処理方式:ストーカ炉
リサイクルプラザ	敷地面積:8,500㎡
	竣工:平成14年11月
	施設規模:33t/5h

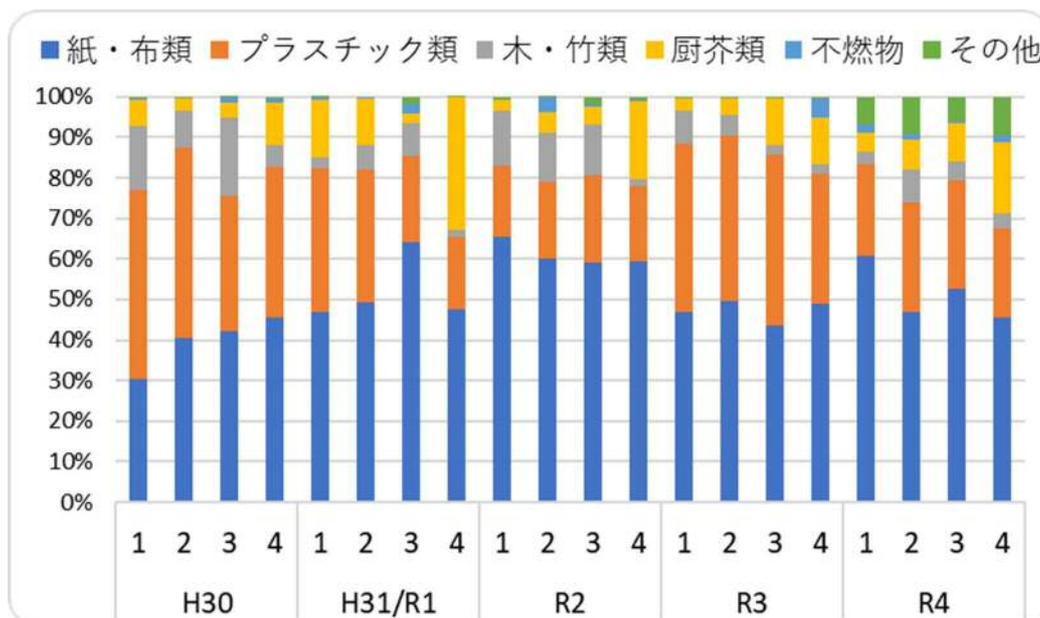
図表 2-2-11 大東清掃センターの概要

施設名	大東清掃センター
所在地	一関市大東町摺沢字南長者101番地1
ごみ焼却施設	敷地面積:37,475㎡(粗大ごみ処理施設含む)
	竣工:平成11年8月
	施設規模:80t/日(40t/24h×2基)
	処理方式:流動床炉
粗大ごみ処理施設	竣工:平成11年8月
	施設規模:18t/5h

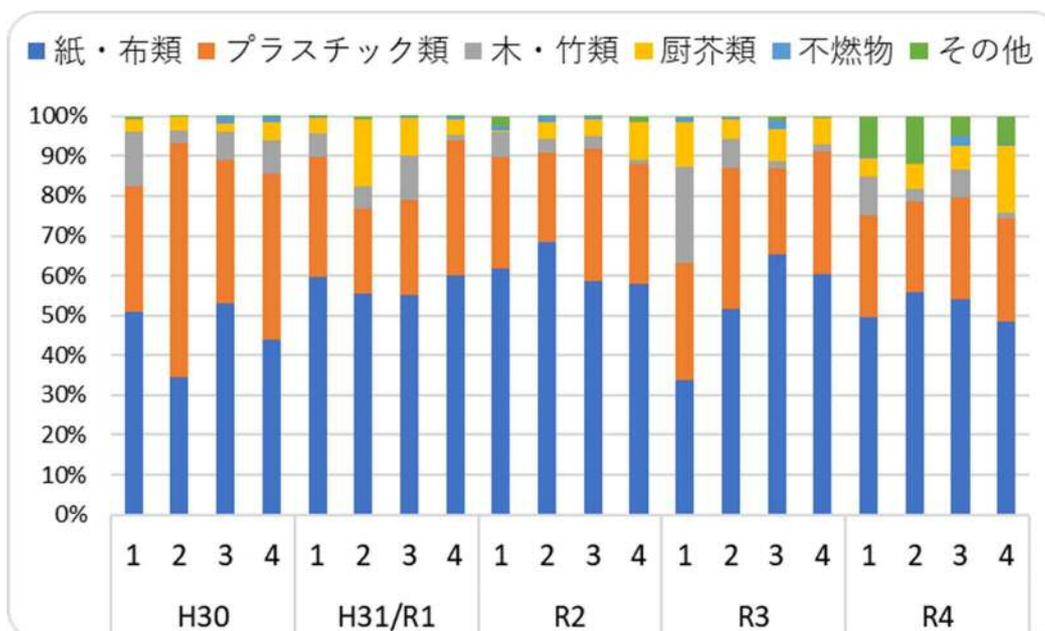
(2) ごみ及び焼却灰の性状

過去5年間に一関清掃センター及び大東清掃センター（ごみ焼却施設）に搬入されたごみの性状及び焼却灰の性状を図表2-2-12～図表2-2-15に示す。

ごみ組成は、両施設とも「紙・布類」が最も多く、平均50%程度（一関清掃センター）及び56%程度（大東清掃センター）であり、ついで「プラスチック類」が平均30%程度（一関清掃センター）28%程度（大東清掃センター）であった。

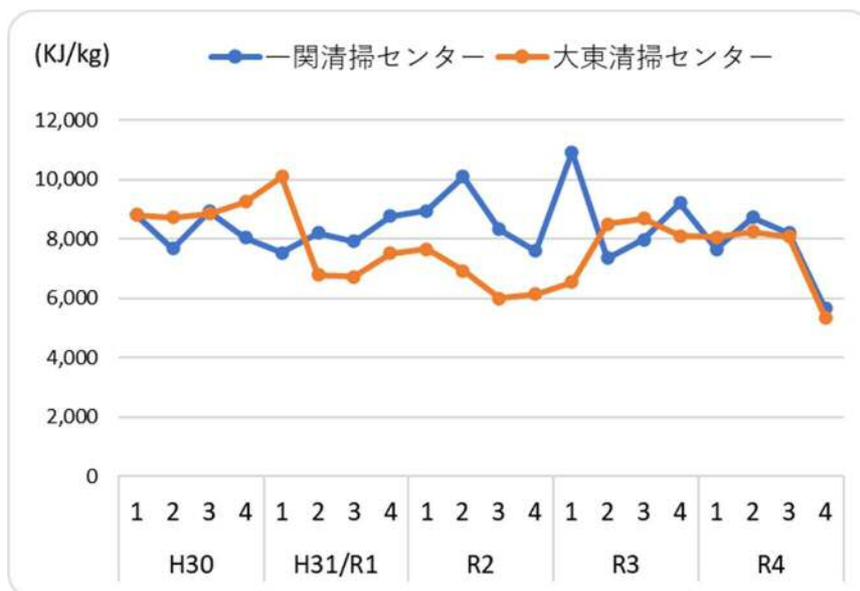


図表 2-2-12 ごみ組成（一関清掃センター）



図表 2-2-13 ごみ組成（大東清掃センター）

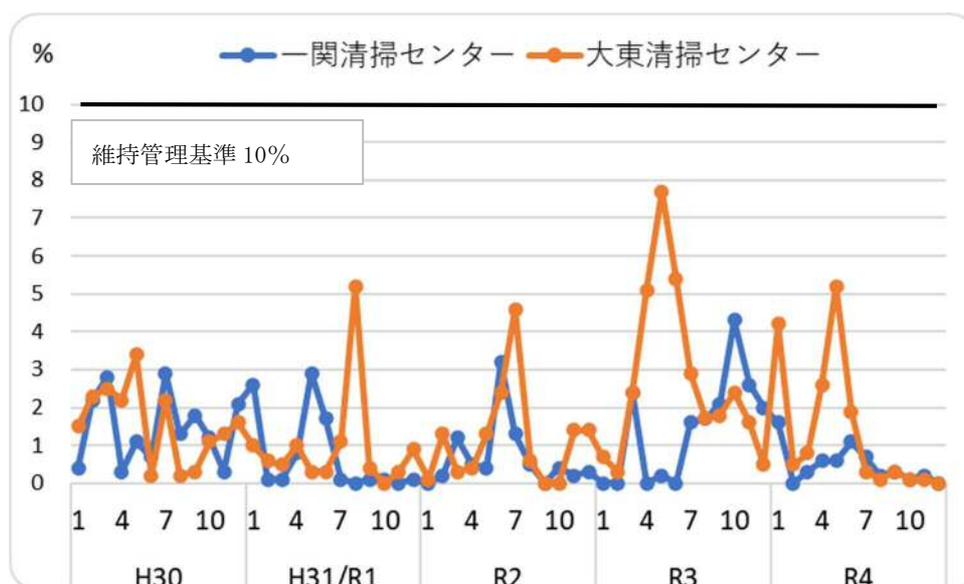
低位発熱量（計算値）は、一関清掃センターが平均 8,300KJ/kg 程度（最大 10,930 KJ/kg～最小 5,650 KJ/kg）、大東清掃センターが平均 7,800KJ/kg 程度（最大 10,100 KJ/kg～最小 5,360 KJ/kg）であった。



図表 2-2-14 低位発熱量* (計算値)

*「低位発熱量」とは、燃焼によって生成した水分が水蒸気(気体)の状態にあるときのごみの発熱量。

焼却灰の熱灼減量は、一関清掃センターが平均 1.1%程度（最大 4.3%～最小 0.1%未満）、大東清掃センターが平均 1.7%程度（最大 7.7%～最小 0.1%未満）であり、平均では維持管理基準 10% を大きく下回っていた。



図表 2-2-15 焼却灰の熱灼減量*

*「熱灼減量」とは、焼却残渣の中に占める未燃分(燃え残り)の割合

2) 中間処理量の実績

(1) ごみ焼却量

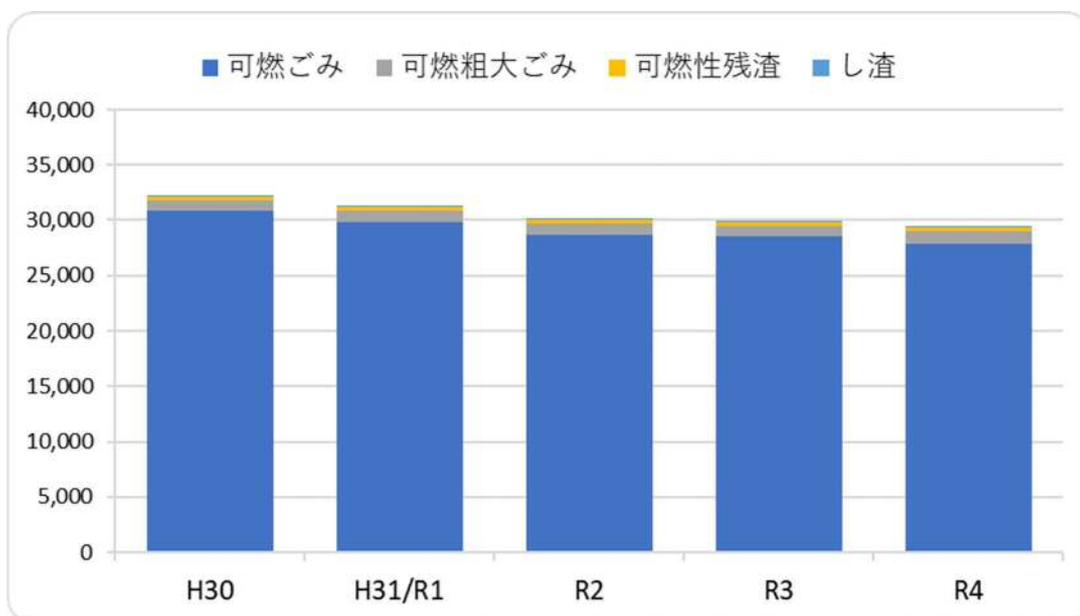
一関清掃センター及び大東清掃センターにおけるごみ焼却量を、図表 2-2-16、図表 2-2-17 に示す。

可燃ごみ搬入量は、減少傾向で推移しており、令和4年度では2万9千t程度であった。両清掃センターともに、し尿処理施設から発生するし渣を混合処理している。

図表 2-2-16 ごみ焼却量の実績

(単位：t/年)

項目 \ 年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4
可燃ごみ搬入量	32,218	31,265	30,130	29,949	29,473
可燃ごみ	30,871	29,810	28,658	28,503	27,906
可燃粗大ごみ	897	1,017	1,031	1,015	1,142
可燃性残渣	349	339	354	354	351
し渣	102	100	88	77	74
焼却量	32,218	31,265	30,130	29,949	29,473



図表 2-2-17 ごみ焼却量の実績

一関清掃センター及び大東清掃センターにおけるごみ焼却量の内訳を、図表 2-2-18、図表 2-2-19 に示す。

図表 2-2-18 ごみ焼却量の内訳（一関清掃センター）

(単位：t/年)

項目		年度			
		H31/R1	R2	R3	R4
可燃ごみ搬入量		21,752	20,789	20,769	20,472
	可燃ごみ	20,717	19,811	19,798	19,409
	可燃粗大ごみ	642	577	575	672
	可燃性残渣	339	354	354	351
	し渣	54	48	42	41
焼却量		21,752	20,789	20,769	20,472

図表 2-2-19 ごみ焼却量の内訳（大東清掃センター）

(単位：t/年)

項目		年度			
		H31/R1	R2	R3	R4
可燃ごみ搬入量		9,513	9,341	9,180	9,001
	可燃ごみ	9,092	8,847	8,705	8,498
	可燃粗大ごみ	375	454	440	470
	し渣	46	40	35	33
焼却量		9,513	9,341	9,180	9,001

(2) 不燃・粗大・資源ごみ処理量

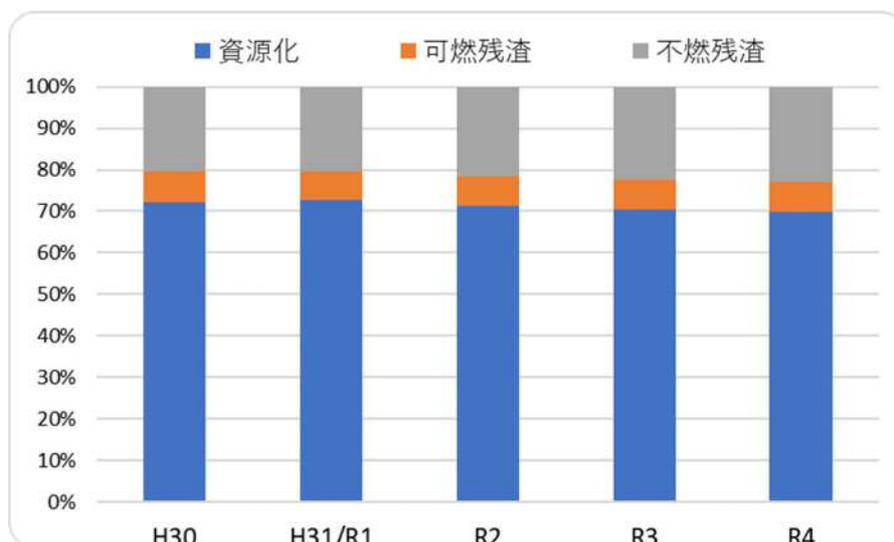
一関清掃センター（リサイクルプラザ）及び大東清掃センター（粗大ごみ処理施設）における不燃・粗大・資源ごみ処理量を、図表 2-2-20、図表 2-2-21 に示す。

不燃粗大ごみの搬入量は増加傾向にあるものの全体としてはゆるやかな減少傾向にある。5ヶ年平均では、処理したもののうち、約71%が資源化され、約7%が可燃残渣として焼却処理され、約22%が不燃残渣として処分されている。

図表 2-2-20 リサイクルプラザ及び粗大ごみ処理施設における処理実績

(単位：t/年)

区分	年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4
搬入量		5,021	4,869	4,975	4,881	4,807
	不燃ごみ	1,451	1,453	1,594	1,569	1,536
	不燃粗大ごみ	375	420	453	469	455
	資源ごみ	3,195	2,996	2,928	2,843	2,816
選別後の内訳		4,824	4,884	4,923	4,913	4,858
資源化		3,483	3,551	3,504	3,455	3,396
	構成比	72%	73%	71%	70%	70%
可燃残渣		349	339	354	354	351
	構成比	7%	7%	7%	7%	7%
不燃残渣		992	995	1,065	1,104	1,111
	構成比	21%	20%	22%	22%	23%



図表 2-2-21 リサイクルプラザ及び粗大ごみ処理施設における処理実績

一関清掃センター（リサイクルプラザ）及び大東清掃センター（粗大ごみ処理施設）における不燃・粗大・資源ごみ処理量の内訳を、図表 2-2-22、図表 2-2-23 に示す。

図表 2-2-22 不燃・粗大・資源ごみ処理量の内訳（一関清掃センター）

（単位：t/年）

区分		年度				
		H30	H31/R1	R2	R3	R4
搬入量		3,397	3,281	3,319	3,257	3,214
	不燃ごみ	970	975	1,075	1,069	1,054
	不燃粗大ごみ	256	296	299	316	312
	資源ごみ	2,172	2,009	1,946	1,872	1,848
処理内訳		3,427	3,348	3,334	3,346	3,311
	資源化	2,345	2,273	2,208	2,172	2,123
	構成比	68%	68%	66%	65%	64%
	可燃残渣	349	339	354	354	351
	構成比	10%	10%	11%	11%	11%
	不燃残渣	733	736	773	820	838
	構成比	21%	22%	23%	25%	25%

図表 2-2-23 不燃・粗大・資源ごみ処理量の内訳（大東清掃センター）

（単位：t/年）

区分		年度				
		H30	H31/R1	R2	R3	R4
搬入量		1,624	1,588	1,656	1,624	1,593
	不燃ごみ	482	478	520	500	482
	不燃粗大ごみ	120	124	154	153	144
	資源ごみ	1,023	986	983	971	967
処理内訳		1,402	1,540	1,590	1,569	1,547
	資源化	1,139	1,278	1,296	1,283	1,273
	構成比	81%	83%	82%	82%	82%
	可燃残渣	0	0	0	0	0
	構成比	0%	0%	0%	0%	0%
	不燃残渣	263	263	294	286	274
	構成比	19%	17%	18%	18%	18%

2-5 最終処分

1) 最終処分場の概要

舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センターの概要を、図表 2-2-24 に示す。主に焼却灰等の埋立処分を行っている。

図表 2-2-24 最終処分場の概要

施設名	舞川清掃センター
所在地	一関市舞川字河岸101番地2
埋立面積	20,700㎡
埋立容量	155,666㎡（※軽微変更による。）
竣工	平成10年3月
水処理方式	接触曝気＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋消毒
施設名	花泉清掃センター
所在地	一関市花泉町金沢字滝ノ沢40番地4
埋立面積	6,470㎡
埋立容量	31,035㎡（※軽微変更による。）
竣工	昭和63年7月
水処理方式	接触曝気＋凝集沈殿＋消毒
施設名	東山清掃センター
所在地	一関市東山町松川字吉兆所52番地1
埋立面積	17,460㎡
埋立容量	120,447㎡（※軽微変更による。）
竣工	昭和58年3月
水処理方式	回転円板方式＋凝集沈殿＋砂ろ過＋消毒

2) 最終処分量の実績

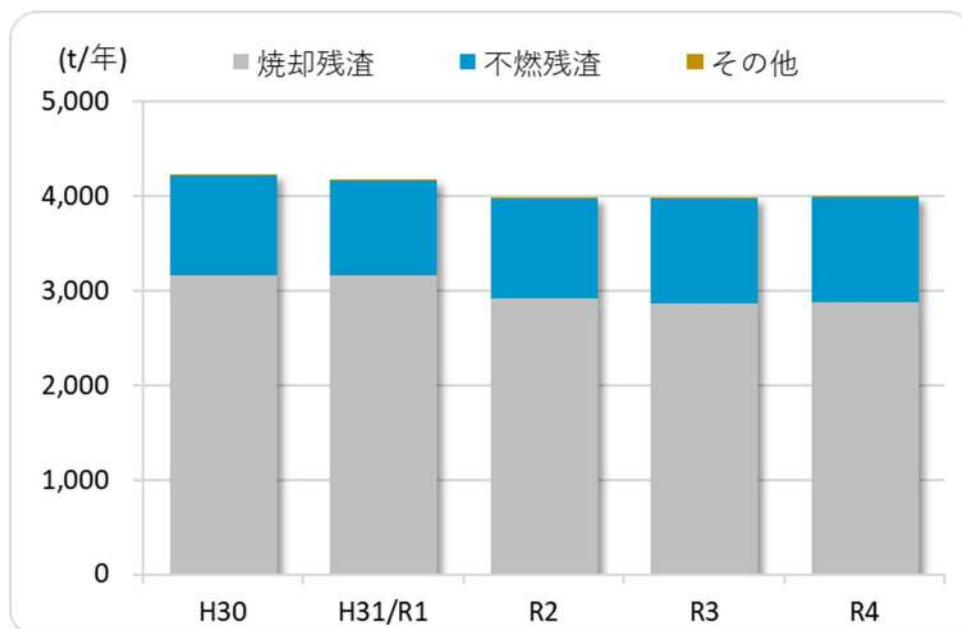
舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センターにおける最終処分量を、図表 2-2-25、図表 2-2-26 に示す。

最終処分量の内訳としては、5ヶ年平均では、焼却残渣が最も多く約 74%で、次いで不燃残渣が約 26%、その他はわずかである。

図表 2-2-25 最終処分量の実績

(単位：t/年)

項目 \ 年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4
最終処分量	4,490	4,163	3,980	3,972	3,987
焼却残渣	3,494	3,165	2,914	2,866	2,875
不燃残渣	992	995	1,065	1,104	1,111
その他	4	3	1	2	1



図表 2-2-26 最終処分量の実績

2-6 ごみ処理経費

過去5年間におけるごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設等、最終処分場のごみ処理経費を、図表2-2-27～図表2-2-29に示す。

ごみ処理経費は約16～18億円で推移しており、一人当たり処理単価は13,317～16,140円となっている。

図表2-2-27 ごみ処理経費

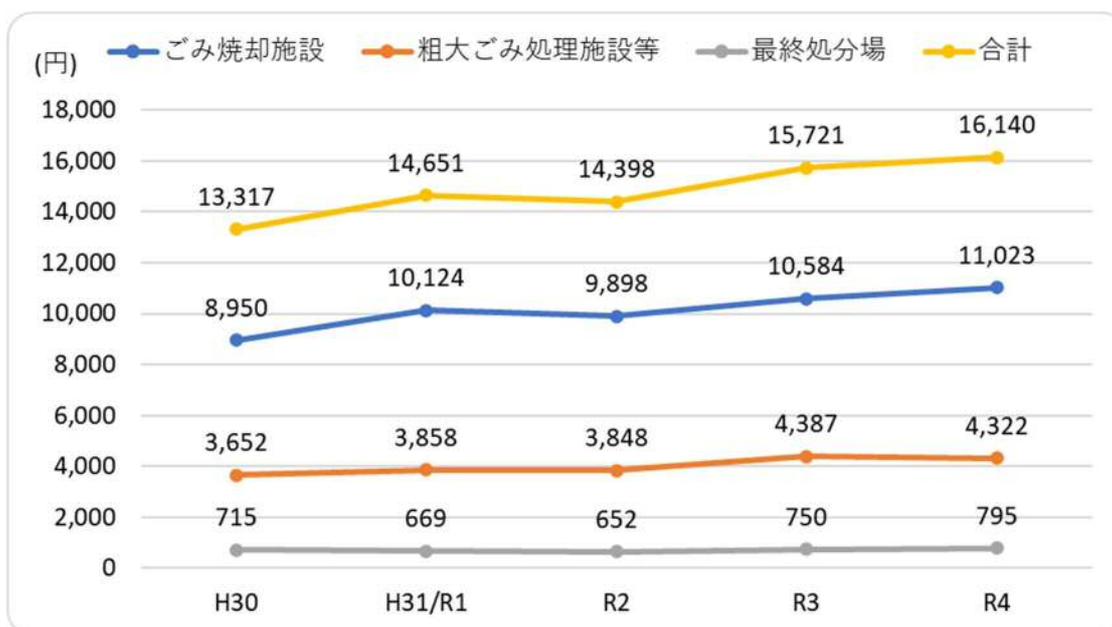
(単位：円)

年度	区分	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設等	最終処分場	合計
H30	人件費	45,116,053	40,276,965	21,299,103	106,692,121
	需用費	280,230,605	25,651,025	7,532,819	313,414,449
	委託料	224,120,661	142,775,482	19,806,401	386,702,544
	その他経費	2,181,347	3,202,736	5,658,970	11,043,053
	維持補修費	387,854,647	81,619,376	34,306,020	503,780,043
	ごみ収集運搬経費	151,197,623	145,435,477		296,633,100
	公債費	18,613,326	13,754,332		32,367,658
	合計	1,109,314,262	452,715,393	88,603,313	1,650,632,968
	一人当たり処理単価	8,950	3,652	715	13,317
H31/R1	人件費	43,090,442	39,449,034	20,721,162	103,260,638
	需用費	248,073,920	25,671,398	7,619,168	281,364,486
	委託料	256,398,707	130,630,162	27,798,577	414,827,446
	その他経費	1,903,585	3,230,119	575,083	10,884,543
	維持補修費	498,564,555	98,520,939	19,613,173	616,698,667
	ごみ収集運搬経費	166,955,671	158,869,550		325,825,221
	公債費	18,613,326	13,754,332		32,367,658
	合計	1,233,600,206	470,125,534	81,502,919	1,785,228,659
	一人当たり処理単価	10,124	3,858	669	14,651
R2	人件費	38,303,032	33,225,181	17,868,453	89,396,666
	需用費	231,016,067	24,998,547	8,124,732	264,139,346
	委託料	269,322,527	128,383,104	27,966,283	425,671,914
	その他経費	2,592,175	3,259,504	6,545,376	12,397,055
	維持補修費	458,066,219	83,141,932	17,646,811	558,854,962
	ごみ収集運搬経費	169,188,286	164,788,196		333,976,482
	公債費	18,613,326	23,655,302		42,268,628
	合計	1,187,101,632	461,451,766	78,151,655	1,726,705,053
	一人当たり処理単価	9,898	3,848	652	14,398
R3	人件費	35,052,444	30,854,424	16,646,085	82,552,953
	需用費	230,501,050	26,724,691	8,811,063	266,036,804
	委託料	283,753,007	132,947,367	25,552,960	442,253,334
	その他経費	2,159,622	3,331,614	6,611,031	12,102,267
	維持補修費	516,595,576	134,826,484	30,744,654	682,166,714
	ごみ収集運搬経費	168,915,251	164,505,155		333,420,406
	公債費	9,849,470	23,655,302		33,504,772
	合計	1,246,826,420	516,845,037	88,365,793	1,852,037,250
	一人当たり処理単価	10,584	4,387	750	15,721
R4	人件費	34,457,515	30,433,154	16,452,077	81,342,746
	需用費	297,276,330	31,121,468	10,115,542	338,513,340
	委託料	275,759,111	152,842,155	24,529,311	453,130,577
	その他経費	2,001,250	3,272,285	6,104,652	11,378,187
	維持補修費	491,334,971	102,804,228	34,670,361	628,809,560
	ごみ収集運搬経費	172,645,592	168,242,351		340,887,943
	公債費		10,572,356		10,572,356
	合計	1,273,474,769	499,287,997	91,871,943	1,864,634,709
	一人当たり処理単価	11,023	4,322	795	16,140

※「その他経費」には処理経費としての賃金を含む。



図表 2-2-28 ごみ処理経費の推移



図表 2-2-29 一人当たり処理単価の推移

2-7 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量

過去5年間におけるごみ処理の過程で排出されたと想定される温室効果ガス排出量を、図表 2-2-30、図表 2-2-31 に示す。

温室効果ガスは電気の使用に伴い排出される量が多いことから、中間処理過程において全体の95%程度が排出されている。

図表 2-2-30 温室効果ガス排出量の推移

(単位：kg-CO₂/年)

区分\年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4
収集過程	714	704	717	717	709
中間処理過程	21,035	19,616	18,755	19,384	19,175
最終処分過程	123	123	118	114	117
合計	21,871	20,443	19,590	20,215	20,001



図表 2-2-31 温室効果ガス排出量の推移

2-8 ごみ処理システムの評価

1) 評価の概要

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）に基づき、構成市町のごみ処理システムを、岩手県内 33 市町村と比較し評価した。

図表 2-2-32 評価の指標と算出式

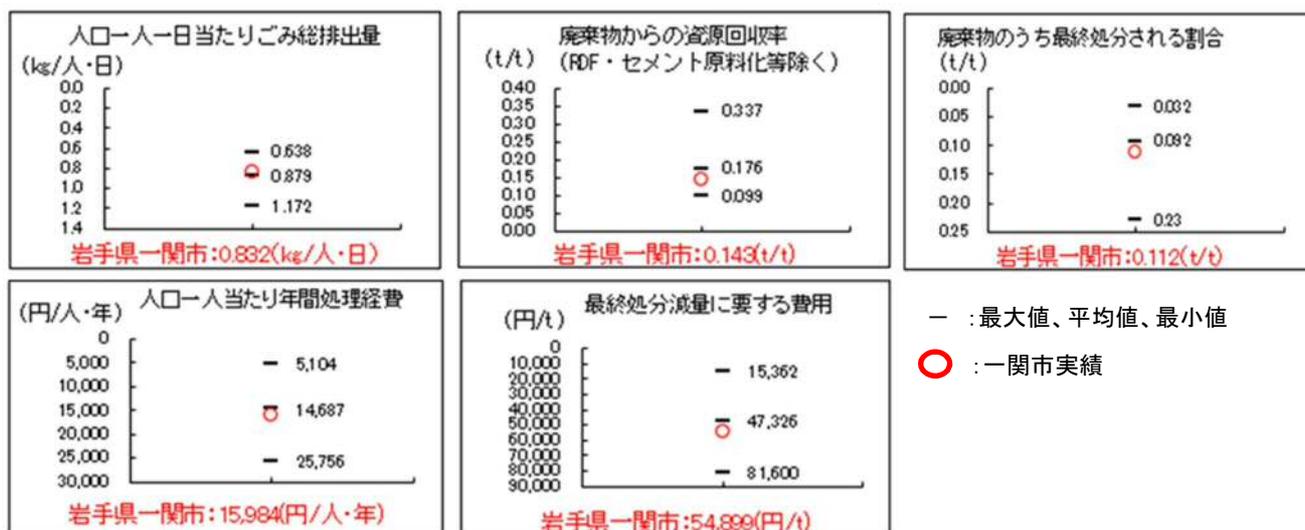
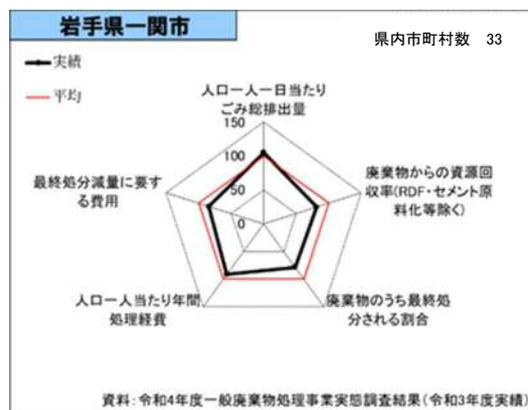
指 標		算出式
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	$= \text{ごみ総排出量} \div 365 \div \text{計画収集人口} \times 10^3$
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF除く)	$= \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$= \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	$= \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$
	最終処分減量に要する費用	$= \frac{(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費})}{(\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})}$

2) 一関市の評価

一関市のごみ処理システムのうち、「一人一日当たりごみ総排出量」、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」は県内市町村と比較して概ね平均的である。

対して、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」は平均よりやや劣っている。

評価結果を、図表 2-2-33 に示す。



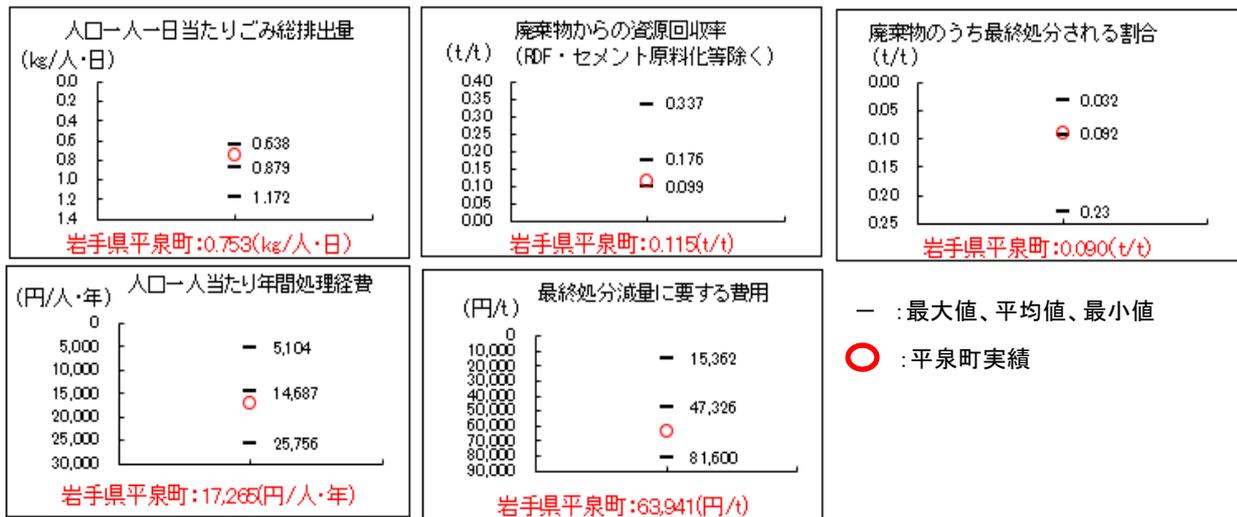
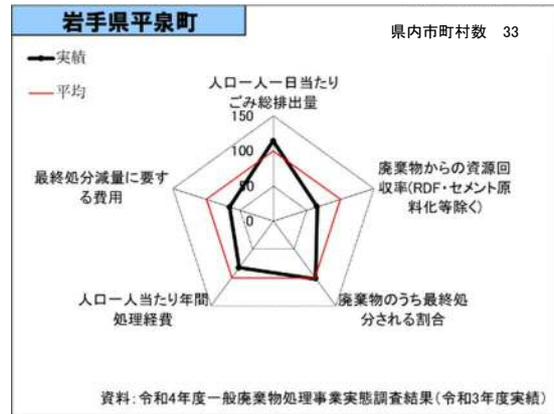
図表 2-2-33 ごみ処理システム評価（一関市）

3) 平泉町の評価

平泉町のごみ処理システムのうち、「一人一日当たりごみ総排出量」は県内市町村と比較して平均よりやや優れており、「廃棄物のうち最終処分される割合」は平均的である。

対して、「廃棄物からの資源回収率」、「最終処分量に要する費用」及び「人口一人当たり年間処理経費」は平均よりやや劣っている。

評価結果を、図表 2-2-34 に示す。



図表 2-2-34 ごみ処理システム評価 (平泉町)

2-9 広域化の現状

岩手県では、平成11年3月に策定した「岩手県ごみ処理広域化計画」に基づき、県内を6つのブロックに区分し、ブロック毎に焼却施設を1施設に集約しごみ処理広域化を推進する指針を示した。

これに対し平成15年7月に県南ブロックにおけるごみ処理広域化を検討する組織として、県南地区の一関市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町（一部事務組合を含む。）は「県南地区ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、ごみの広域処理方針について検討を重ねてきた。

協議会では、東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う放射能汚染物質への対応など、現時点での1施設への集約化が困難な状況を踏まえ、平成25年11月に「県南地区ごみ処理広域化基本構想」を策定し、当面2施設体制での処理を推進する方針を示した。

本構想の策定に当たっては、県の助言等を受けながら協議を進めており、当面の2施設体制について県も理解を示していることから、今後は本構想に掲げた整備方針に沿って早期の実現を目指し進めていく必要がある。

なお、組合では、焼却施設とリサイクル施設、最終処分場について、管内における新たな施設の整備を現在進めているところである。



図表 2-2-35 岩手県広域化ブロック

2-10 ごみ処理行政の動向

1) 国の動向

(1) 廃棄物処理法の基本方針（令和5年6月）

廃棄物処理法に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理法の基本方針」という。）では、前回の改正（平成28年）以降、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、令和5年6月に変更が行われた。新たな基本方針においては、廃棄物の発生抑制、発生したものについてはできる限りの循環利用、なおも廃棄物となるものについては適正な処分を確保することが基本とされており、また、脱炭素社会に向けて、廃棄物分野においても脱炭素化を推進することが明記されている。

(2) 循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

「第4次循環型社会形成推進基本計画」では、次の項目に関する方向性が示されている。

- ・地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- ・シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- ・家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- ・高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- ・未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- ・廃棄物エネルギーの徹底活用
- ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- ・災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- ・廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法において概ね5年ごとに見直すこととされており、現在第5次基本計画の策定に向けて検討がなされているところである。

(3) 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月）

廃棄物処理法に基づき5年ごとに定められている「廃棄物処理施設整備計画」では、廃棄物処理施設は、廃棄物の排出抑制及び適正な循環利用、適正な処分を徹底し、3Rの推進と併せて計画的に整備する必要がある、一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要があるとしている。また、温暖化対策や気候変動対策を進めながら、地域エネルギーセンターとしての活用など地域循環共生圏の核として機能しうる、新たな価値を創出する廃棄物処理システムを整備していくことが重要であるとしている。

令和5年6月には、2023年度から2027年度の5ヶ年の廃棄物処理施設整備計画が閣議決定された。本新計画において、気候変動への対応については「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点が新たに記載され、対策内容が強化されている。3R及び適正処理の推進については、循環型社会の実現に向けた資源循環の強化の視点が追加され、地域循環共生圏の構築に向けた取組については、脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつその視点が深化されている。

図表 2-2-36 国の関連計画における目標値

計画等名	廃棄物処理法の基本方針	第4次循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画
策定年度	令和5年6月	平成30年6月閣議決定	令和5年6月閣議決定
基準年度	平成24年度	-	-
目標年度	令和7年度	令和7年度	令和9年度
排出ごみ量の目標	①一般廃棄物排出量：約16%削減 ②一般廃棄物最終処分量：約31%減 ③一般廃棄物出口側の循環利用率：約28%（目標年度：令和9年度） ④家庭系ごみ排出量：約440 g/人・日	①ごみ排出量：約850 g/人・日 ②家庭系ごみ排出量：約440 g/人・日（資源ごみ除く） ③事業系ごみ排出量：約1,100万 t	①リサイクル率：28%

2) 岩手県の動向

(1) 第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）（令和3年3月）

「第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）」では、循環型社会の推進、ゼロエミッション化をはじめとする3Rの取り組みを図るなど、循環型社会形成を推進するための計画として策定されており、「目指す循環型地域社会の姿」と「循環型地域社会の形成に向けた施策の展開方向」として、それぞれ次の3点が挙げられている。

○目指す循環型地域社会の姿と目標

- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確立
- ・廃棄物の適正処理の徹底

○循環型地域社会の形成に向けた施策の展開

- ・モノのライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進
- ・災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保
- ・廃棄物の適正処理の徹底

図表 2-2-37 第三次岩手県循環型社会形成推進計画における目標値

指標	目標(R7)	目標の説明
リサイクル率(%)	23.0	廃棄物処理法の基本方針（平成28年環境省告示第7号）の目標値27%と同水準まで向上させることを目指す。
店頭資源回収量(t/年)	2,200	上記リサイクル率には県民が小売店等に持ち込んだ資源回収量は含まれないことから、県民のリサイクルに関する意識の状況を把握するために本指標を設定し、年間100トン程度の増加を目指す。
県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量(g/人日)	465	循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月環境省策定）における削減率を踏まえて設定したいわて県民計画
県民一人1日当たり事業系ごみ排出量(g/人日)	271	
最終処分量(千t)	35.8	-

2-1 1 ごみ処理に係る課題の抽出

1) 発生抑制について

構成市町における総排出量から算出した原単位は、過去5年間で増減を繰り返しているが、生活系ごみについてはその原単位が一関市及び平泉町の両地域において増加傾向にある。人口減少により、ごみの総排出量は減少しているものの、今後は、第3編第1章「1-6 住民・事業者・行政の取組」に掲げる行動等を各自が実施することにより、ごみの発生抑制に努める必要がある。

2) 分別について

令和4年度に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、プラスチック製容器包装だけでなくプラスチック使用製品についても自治体が分別収集・リサイクルすることを求めていることから、プラスチック使用製品の分別収集やリサイクル施設における処理について構成市町と共同で検討を行っていく必要がある。また、新施設稼働に伴い、プラスチック使用製品だけでなく新たに古着及び危険・有害ごみという分別区分を設けることから、それぞれの新区分について分別の周知徹底を図ることが今後の課題となる。

3) 収集・運搬について

ごみは指定された集積所から、組合が委託する業者により収集を行っている。収集の着実な実施に向け、構成市町と連携していくとともに、新施設までの収集・運搬について効率的な方法を構成市町と共同で検討を行っていく必要がある。

4) 中間処理について

一関清掃センターは昭和56年に竣工し、稼働後既に42年経過しており、また、大東清掃センターは平成11年に竣工し、稼働後25年目を迎えている。設備・装置の老朽化が進行していることから、新施設の整備が必要である。また、近年においては、ごみの焼却に伴って発生する熱エネルギーを回収し活用することで温室効果ガス排出量を削減することが期待されていることから、既存のごみ焼却施設に代わるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設（以下、「新処理施設」という）を整備することとなり、候補地を選定したところである。

なお、施設整備にあたっては、「県南地区ごみ処理広域化基本構想」（平成25年11月）に準拠し、一関清掃センター焼却施設と大東清掃センター焼却施設を統合し、本組合内で1施設に集約することとした。

また、リサイクル施設については、当面既存の2施設を継続利用する計画であったが、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことや、既存施設の老朽化の課題を踏まえ、新たなマテリアルリサイクル施設（以下、「新リサイクル施設」という）を建設することとした。これにより既存の2施設を統合して1施設に集約すると共に、新処理施設と同一敷地内に整備することとした。

上記2つの新施設は令和10年度末の供用開始を見込んでいる。

5) 最終処分について

本組合圏域には、舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センターの3つの最終処分場があるが、その他の処分場も残余容量が逼迫している状況であり、花泉清掃センターについては令和4年度で埋立を完了しており、新たな一般廃棄物最終処分場を整備することとし、候補地を選定したところである。

今後生活環境影響調査等を実施し、令和9年度末の供用開始を見込んでいる。

6) ごみ処理経費について

構成市町における一人当たりごみ処理単価は、岩手県内市町村と比較して平均的と評価されているが、施設の老朽化による補修経費の増加に伴い、本組合全体における過去5年間の一人当たりごみ処理単価は13,317円から16,140円に上昇しており、岩手県平均14,687円（令和3年度実績）と比較すると近年では超過傾向にある。

第3章 生活排水処理事業の現状

3-1 生活排水処理事業の概要

1) 役割分担

生活排水処理（し尿及び生活雑排水）における役割分担を図表2-3-1に、生活排水処理の概要を図表2-3-2に示す。

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業務は許可業者により行っており、組合はし尿処理施設においてし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を行っている。

また、流域下水道は岩手県が、公共下水道及び農業集落排水施設は構成市町が、合併処理浄化槽は個人・団体が設置主体となる。



図表 2-3-1 生活排水処理における役割分担

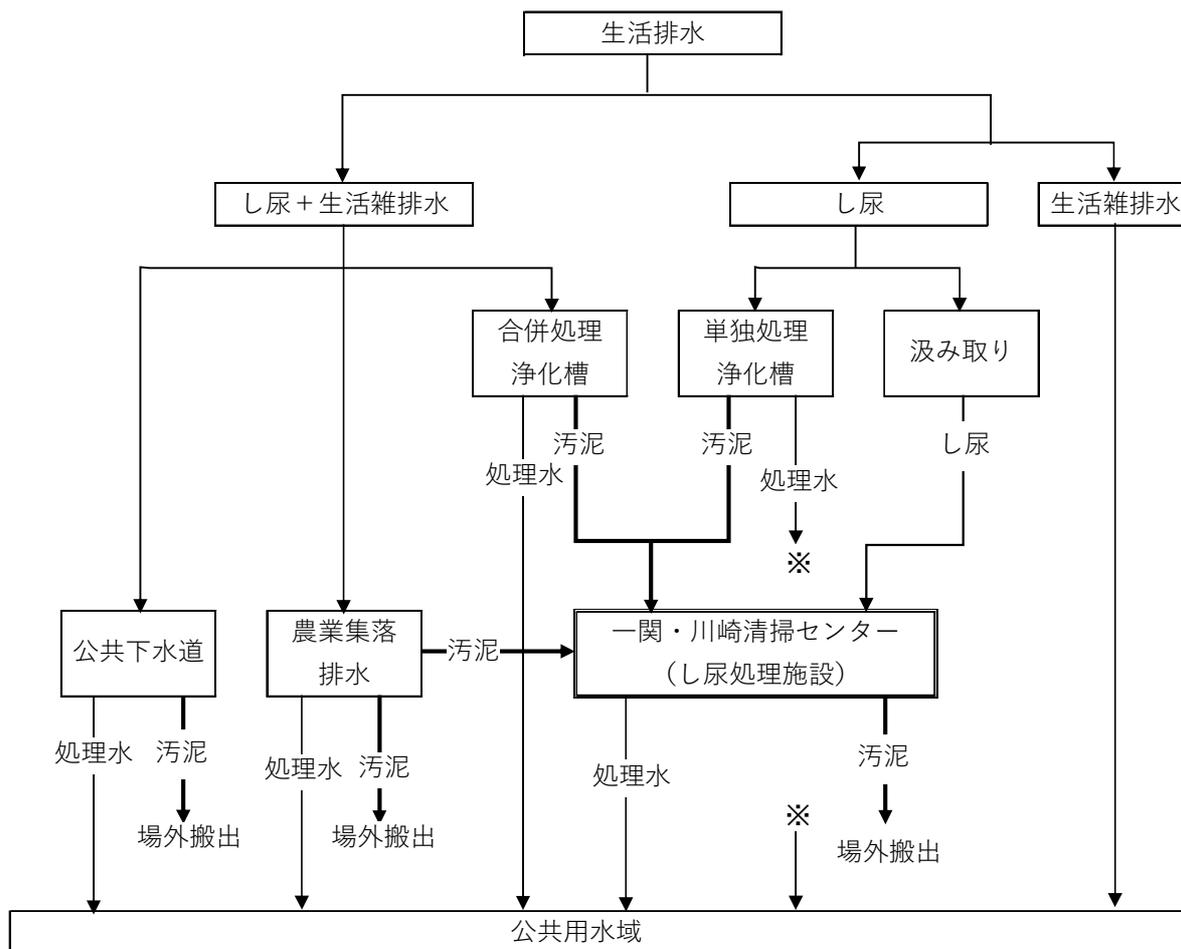
図表 2-3-2 生活排水処理の概要

区分 項目		生活排水処理形態					
		流域 下水道	公共 下水道	農業集落 排水施設	合併処理 浄化槽	単独処理 浄化槽	し尿処理 施設
処理 対象	生活雑排水	○	○	○	○	—	—
	し尿	○	○	○	○	○	○
	浄化槽汚泥	—	—	—	—	—	○
設置主体		岩手県	構成市町	構成市町	住民・ 事業者等	住民・ 事業者等	組合

2) 処理フロー

生活排水処理フローを、図表2-3-3に示す。

し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者が収集・運搬し、組合の一関清掃センター及び川崎清掃センター（し尿処理施設）で処理している。



図表 2-3-3 生活排水処理フロー

3) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の実績を、図表2-3-4～図表2-3-6に示す。

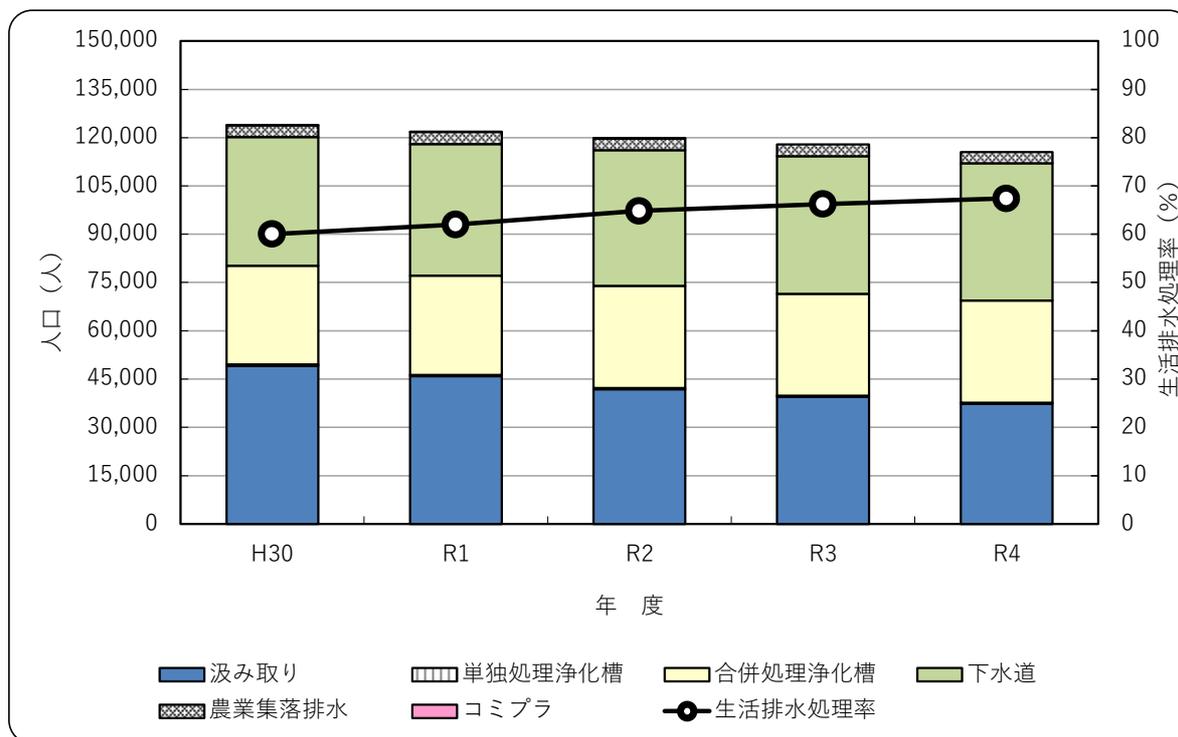
組合全体では、下水道人口が最も多く、次いでし尿収集人口、合併処理浄化槽人口の順となっている。生活排水処理率は、令和4年度で67.9%である。

図表 2-3-4 生活排水処理形態別人口の実績

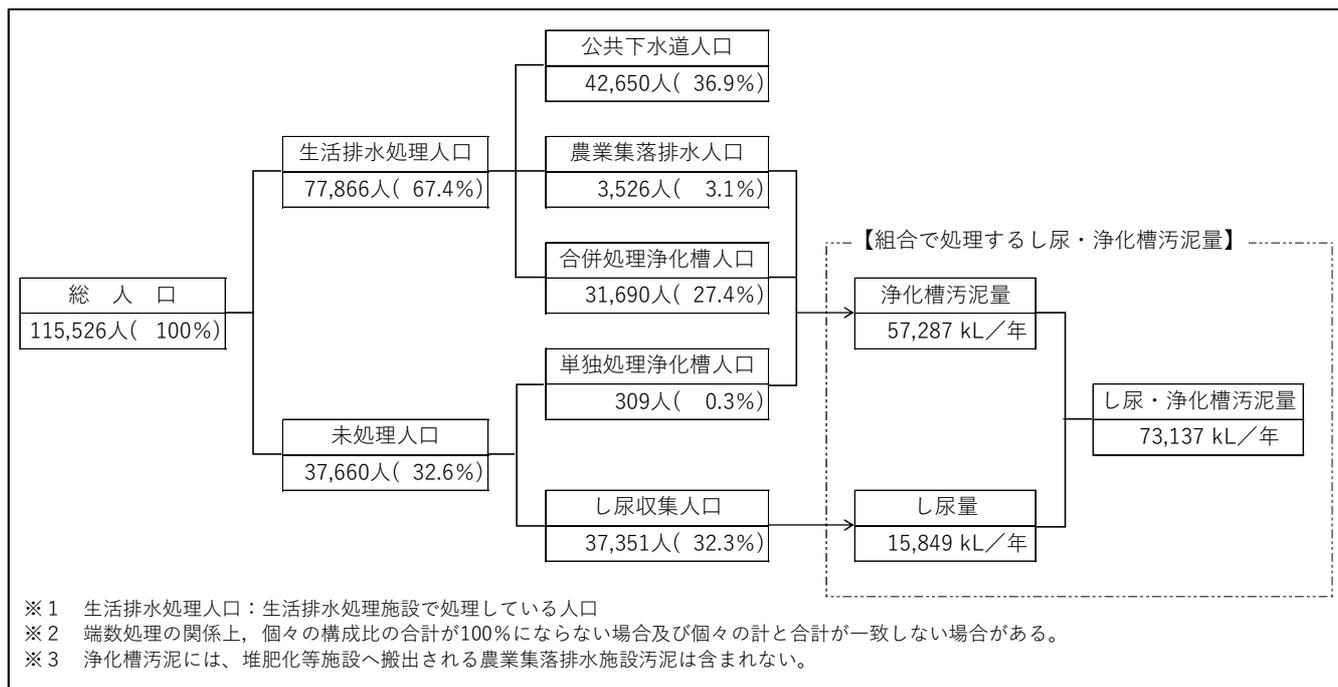
(各年度末現在)

年 度		H30	R1	R2	R3	R4
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口 (人)	123,951	121,851	119,930	117,808	115,526
	2.水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	74,411	75,536	77,689	78,021	77,866
	(1)コミュニティプラント人口 (人)	161	164	164	0	0
	(2)合併処理浄化槽人口 (人)	30,646	30,761	31,704	31,747	31,690
	(3)下水道人口 (人)	39,961	40,924	42,158	42,674	42,650
	(4)農業集落排水人口 (人)	3,643	3,687	3,663	3,600	3,526
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口) (人)	494	376	356	342	309
	4.非水洗化人口 (人)	49,046	45,939	41,885	39,445	37,351
	(1)汲み取り人口 (人)	49,046	45,939	41,885	39,445	37,351
	(2)自家処理人口 (人)	0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0	
生活排水処理率 (%)		60.0	62.0	64.8	66.2	67.4

注) 生活排水処理率(%)：水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口×100



図表 2-3-5 生活排水処理形態別人口の推移



図表 2-3-6 生活排水処理の流れ（令和4年度実績）

3-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集実績

構成市町全体におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量を、図表2-3-7～図表2-3-8に示す。

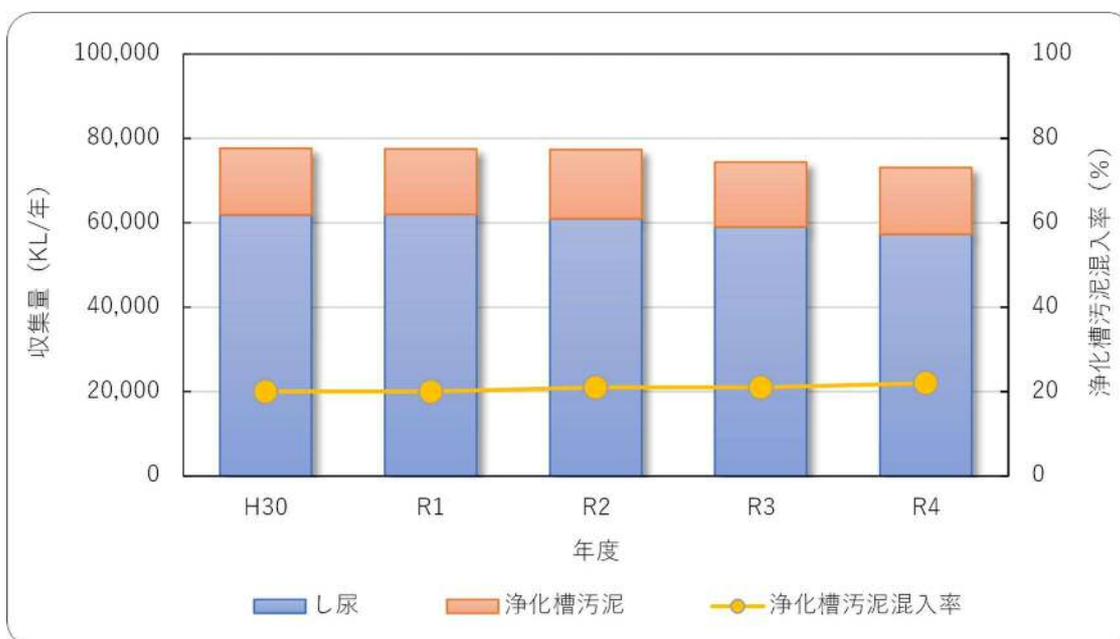
し尿量は減少傾向、汲み取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいることから、浄化槽汚泥量は横ばい傾向を示している。また、浄化槽汚泥混入率は令和4年度で22%である。

図表 2-3-7 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績

(単位：kL/年)

	H30	R1	R2	R3	R4
し尿	61,882	61,985	61,023	59,012	57,287
一関清掃センター	40,125	40,098	39,623	38,186	37,087
川崎清掃センター	21,757	21,887	21,399	20,826	20,201
浄化槽汚泥	15,753	15,643	16,365	15,375	15,849
(混入率)	(20%)	(20%)	(21%)	(21%)	(22%)
一関清掃センター	7,187	7,187	7,943	7,406	6,776
川崎清掃センター	8,565	8,456	8,422	7,968	9,073
合計	77,635	77,628	77,387	74,387	73,137
一関清掃センター	47,313	47,285	47,566	45,592	43,863
川崎清掃センター	30,322	30,343	29,821	28,795	29,274

※端数処理の関係上、個々の計と合計が一致しない場合がある。



図表 2-3-8 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

3-3 中間処理

一関清掃センター及び川崎清掃センター（し尿処理施設）の概要を、図表2-3-9に示す。

図表 2-3-9 し尿処理施設の概要

施設名	一関清掃センター
所在地	一関市狐禅寺字草ヶ沢36番地41
第1し尿処理施設	敷地面積：9,051㎡
	竣工：昭和52年3月
	施設規模：80kL/日
	処理方式：好気性消化・活性汚泥法処理方式（1段活性汚泥法）
第2し尿処理施設	敷地面積：2,100㎡
	竣工：平成元年3月
	施設規模：80kL/日
	処理方式：高負荷脱窒素処理方式（循環加圧曝気処理法）
施設名	川崎清掃センター
所在地	一関市川崎町薄衣字石船渡133番地
し尿処理施設	敷地面積：34,679㎡
	竣工：平成7年3月
	施設規模：100kL/日
	処理方式：高負荷脱窒素処理方式（I Zジェットエアレーションシステム）

3-4 し尿処理施設の処理経費

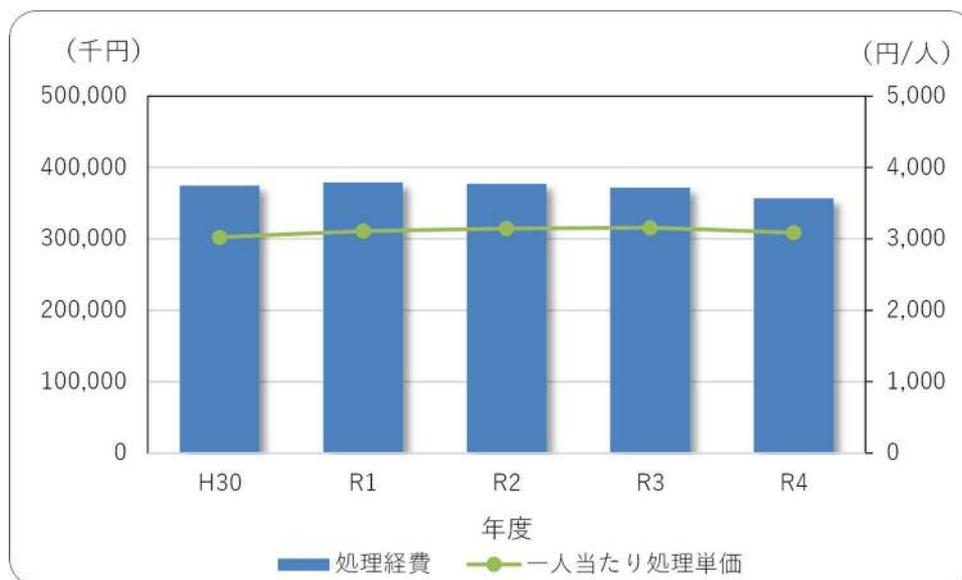
過去5年間におけるし尿処理施設の処理経費を、図表2-3-10～図表2-3-11に示す。
処理経費は約4億円、一人当たり処理単価は約3,000円で推移している。

図表 2-3-10 し尿処理施設処理経費の実績

(単位：円)

区分	H30	R1	R2	R3	R4
人件費	88,344,422	82,940,707	82,707,809	79,037,295	61,516,812
需用費	99,681,759	98,154,258	98,638,408	93,114,127	113,449,919
委託料	72,556,628	77,609,736	71,188,362	76,391,777	78,713,503
その他経費	1,084,366	1,303,220	1,536,261	980,056	1,218,664
維持管理費	98,097,484	103,949,564	108,290,913	107,328,916	98,836,572
公債費	15,193,098	15,193,098	15,193,098	15,193,098	3,064,732
合計	374,957,757	379,150,583	377,554,851	372,045,269	356,800,202
一人当たり処理単価	3,025	3,112	3,148	3,158	3,088

※「その他経費」には、需用費、賃金が含まれる。



図表 2-3-11 し尿処理施設処理経費及び一人当たり処理単価の推移

3-5 生活排水処理施設の状況

1) 下水道

本組合圏域の下水道は、一関市一関地域及び平泉町が磐井川流域関連公共下水道、一関市千厩・東山地域が単独公共下水道、一関市花泉・大東・川崎地域が単独特定環境保全公共下水道により整備が進められている。このうち、平成30年度までに花泉・大東・東山・川崎地域の整備が完了し、現在一関市一関・千厩地域及び平泉町において早期完了を目指し整備を進めている。

下水道計画の概要を図表2-3-12に、下水道の整備状況を図表2-3-13、図表2-3-14に示す。

図表 2-3-12 下水道計画の概要

市町名	処理区名	事業区分名	下水 排除 方式	計画 目標 年次	計画区域面積 (ha)		計画人口(人)		事業認可年度		供用 開始 年度
					全体 計画	事業 計画	全体 計画	事業 計画	当初 年度	既認可 期間	
一関市	一関処理区	公共 流関	分流	R12	1,840	1,418.8	37,830	32,030	S56	R6	H2
	花泉処理区	特環 単独	分流	R12	160.9	160.9	3,600	3,800	H3	R9	H7
	大原処理区	特環 単独	分流	R22	66.7	65.9	800	1,100	H13	R9	H17
	摺沢処理区	特環 単独	分流	R22	91	91	1,500	1,900	H6	R9	H13
	千厩処理区	公共 単独	分流	R17	241.5	116	3,200	2,400	H13	R5	H23
	東山処理区	公共 単独	分流	R22	288	268	2,400	3,400	H6	R9	H13
	川崎処理区	特環 単独	分流	R22	55	55	500	700	H11	R9	H18
	計				2,743.1	2,175.6	49,830	45,330			
	平泉町	公共 流関	分流	R12	202.6	196.8	3,020	2,970	S58	R6	H7

図表 2-3-13 下水道の整備実績（一関市）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
行政区域内人口 (人)	116,367	114,438	112,639	110,679	108,587
処理区域面積 (ha)	1,736.3	1,783.5	1,811.1	1,857.0	1,891.6
下水道処理区域内人口 (人)	45,567	45,806	46,105	46,182	46,605
下水道普及率 (%)	39.2	40.0	40.9	41.7	42.9
下水道水洗化人口 (人)	37,652	38,607	39,806	40,342	40,327
下水道水洗化率 (%)	82.6	84.3	86.3	87.4	86.5

注：下水道普及率 (%) = 下水道処理区域内人口 (人) ÷ 行政区域内人口 (人)

下水道水洗化率 (%) = 下水道水洗化人口 (人) ÷ 下水道処理区域内人口 (人)

図表 2-3-14 下水道の整備実績（平泉町）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
行政区域内人口 (人)	7,584	7,413	7,291	7,129	6,939
処理区域面積 (ha)	185	188	189	188	188
下水道処理区域内人口 (人)	2,850	2,819	3,018	2,947	2,886
下水道普及率 (%)	37.6	38.0	41.4	41.3	41.6
下水道水洗化人口 (人)	2,309	2,317	2,352	2,332	2,323
下水道水洗化率 (%)	81.0	82.2	77.9	79.1	80.5

注：下水道普及率 (%) = 下水道処理区域内人口 (人) ÷ 行政区域内人口 (人)

下水道水洗化率 (%) = 下水道水洗化人口 (人) ÷ 下水道処理区域内人口 (人)

2) 農業集落排水

本組合圏域の農業集落排水は、一関市で8地区、平泉町で1地区稼動し、整備を完了している。今後、一関市西黒沢地区及び原前地区の2地区が下水道に接続する予定である。

農業集落排水施設の概要を図表2-3-15に、整備状況を図表2-3-16、図表2-3-17に示す。

図表 2-3-15 農業集落排水施設の概要

市町名	処理区名	事業の種類	処理場名	事業着手年度	供用開始年度	計画区域面積 (ha)	計画人口 (人)
一関市	西黒沢地区	農業集落排水事業	西黒沢地区農業集落排水施設	H10	H14	19	830
	原前地区	農業集落排水事業	原前クリーンセンター	H7	H11	27	1,020
	白崖地区	農業集落排水事業	白崖クリーンセンター	H4	H6	25	1,160
	日形地区	農業集落排水事業	日形クリーンセンター	H6	H8	36	700
	興田地区	農業集落排水事業	興田浄化センター	H10	H13	27	1,350
	猿沢地区	農業集落排水事業	猿沢浄化センター	H14	H17	21	1,040
	七日町地区	農業集落排水事業	七日町地区農業集落排水施設	H9	H11	10	410
	二日町地区	農業集落排水事業	二日町地区農業集落排水施設	H14	H19	21	710
	計	-	-	-	-	186	7,220
平泉町	長島中央地区	農業集落排水事業	長島中央地区農業集落排水施設	H7	H12		1,410

図表 2-3-16 農業集落排水施設の整備実績（一関市）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
処理区域面積 (ha)	186	186	186	186	186
処理区域内人口 (人)	3,738	3,772	3,735	3,664	3,561
水洗化人口 (人)	3,010	3,076	3,065	3,006	2,950

図表 2-3-17 農業集落排水施設の整備実績（平泉町）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
処理区域面積 (ha)	75	75	75	75	75
処理区域内人口 (人)	753	730	724	720	687
水洗化人口 (人)	633	611	598	594	576

3) 合併処理浄化槽

本組合圏域では、下水道及び農業集落排水施設の他に、生活排水処理対策として合併処理浄化槽の設置を推進しており、構成各市町では、設置に対する補助制度を実施している。構成市町の合併処理浄化槽補助の概要を以下に示す。

(1) 一関市

① 根拠：一関市浄化槽設置整備等事業補助金交付要綱

② 補助対象区域：

公共下水道の事業計画区域、農業集落排水事業の処理区域を除く一関市内全域

③ 補助金額

[設置整備費補助]

住宅の延床面積	人槽区分	補助金額
130㎡以下	5人槽	529,000円
130㎡超	7人槽	662,000円
二世帯・大家族住宅用	10人槽	897,000円

[くみ取り槽等撤去費補助]

撤去するもの	補助金額
くみ取り槽	90,000円
単独処理浄化槽	120,000円

[宅内配管工事費補助]

対象経費	補助金額
新たに必要となる宅内配管工事に要する費用 (放流管は除く)	300,000円

[放流管整備費補助]

対象経費の4分の3に相当する額以内の額。ただし、3,000円/mを限度

[グループ設置費補助]

人槽区分	浄化槽設置 整備補助	グループ設置費補助を上乗せ後		
		2～3戸	4～9戸	10戸以上
5人槽	529,000円	547,000円	573,000円	617,000円
7人槽	662,000円	684,000円	718,000円	772,000円
10人槽	897,000円	927,000円	972,000円	1,047,000円

(2) 平泉町

① 根拠：平泉町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

② 補助対象地域

平泉町全域。ただし、公共下水道事業区域及び農業集落排水区域は対象外

③ 補助金額

[合併処理浄化槽設置費補助]

人槽区分	補助金額
5人槽	530,000円
7人槽	663,000円
10人槽	907,000円

[便槽等撤去費補助]

撤去するもの	補助金額
汲み取り便槽	90,000円
単独処理浄化槽	120,000円

既存住宅に合併浄化槽を設置する場合又は建替えの場合のみ対象

[宅内配管費補助]

補助金額
300,000円

既存住宅に合併浄化槽を設置する場合のみ対象

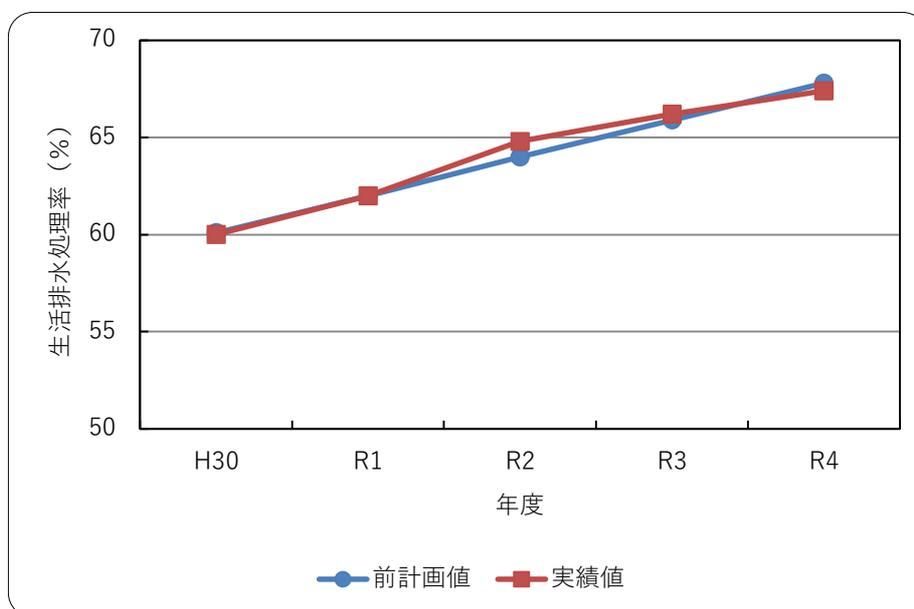
3-6 前計画目標値の達成状況

前計画における中間目標値と令和4年度の実績値の比較は図表2-3-18に、生活排水処理率の推移は図表2-3-19に示すとおりである。なお、前計画の中間目標年は平成35（令和5）年度であるため、令和4年度における前計画値と実績値を比較する。

生活排水処理率は、実績値と計画値はほぼ同値で推移しており、令和4年度の実績値は67.4%と中間目標値（67.8%）より0.4ポイント低くなっている。

図表 2-3-18 前計画目標値と実績値との比較

項目	前計画中間目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	前計画値との差
生活排水処理率	67.8%	67.4%	-0.4 ポイント



図表 2-3-19 生活排水処理率の推移

3-7 生活排水処理に係る課題の抽出

下水道整備事業及び浄化槽設置整備事業が推進されており、令和4年度における生活排水処理率は67.4%となっており、平成30年度における生活排水処理率60.0%から7.4ポイント上昇している。

下水道の未整備区域の整備促進及び下水道、農業集落排水の整備済みの区域における未接続世帯の早期接続を図っていくことが必要である。また、集合処理に適さない地域において、生活排水対策として合併処理浄化槽は非常に有効であるため、普及させることが必要である。今後、衛生的及び快適なまちづくりに向け、汚水処理事業の早期概成を目指し、組合と構成市町間で連携した取り組みを推進していく。

第 3 編

一般廃棄物処理基本計画

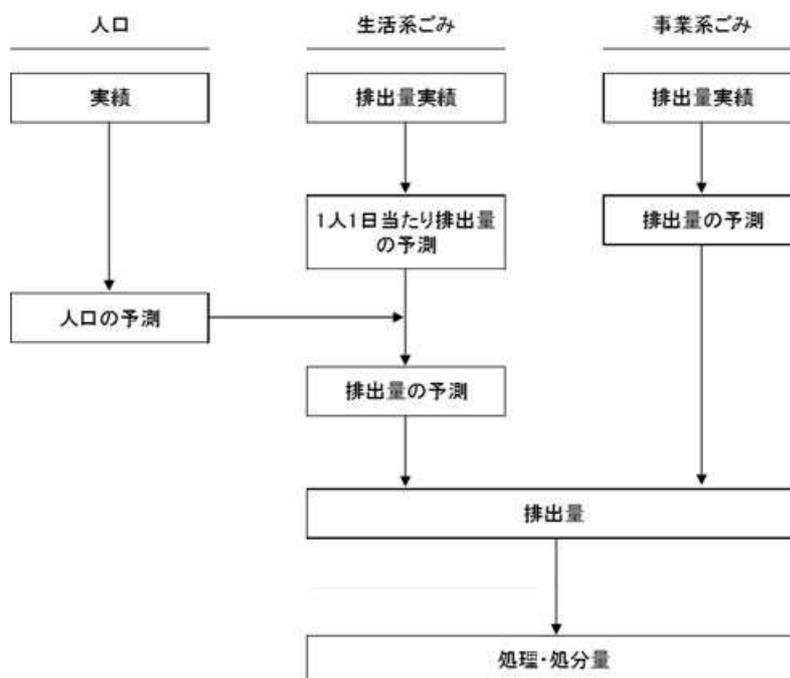
第1章 ごみ処理基本計画

1-1 計画フレーム

1) 予測手法

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法を、図表 3-1-1 に示す。

生活系ごみについては、過去5年間の1人1日あたりのごみ種類別排出量実績を推計式に当てはめ、これに将来人口を乗じて将来のごみ種類別排出量を算出した。事業系ごみに関しては、過去5年間のごみ排出量実績を各種回帰式に当てはめ、将来の種類別排出量を算出した。



図表 3-1-1 予測手法

推計式の概要は、図表 3-1-2 に示すとおりである。8つの推計式によって予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来における動向が論理的矛盾を来たさないこと等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用する。

図表 3-1-2 推計式の概要

推計方法	計 算 式	推計方法	計 算 式	y：予測結果 a, b, H, K：係数 exp：指数関数 LN：自然対数 x：年度
1 等差級数	$y=a+b \cdot x$	5 等比級数	$y=a \cdot (1+b)^x$	
2 一次指数	$y=a \cdot b^x$	6 対数回帰	$y=a+b \cdot \text{LN}(x+1)$	
3 一次回帰	$y=a+b \cdot x$	7 ルート	$y=a+b \cdot \sqrt{x}$	
4 修正指数	$y=K-a \cdot b^x$	8 逆数	$y=a+b \cdot 1/(x+1)$	

2) 将来人口の見込み

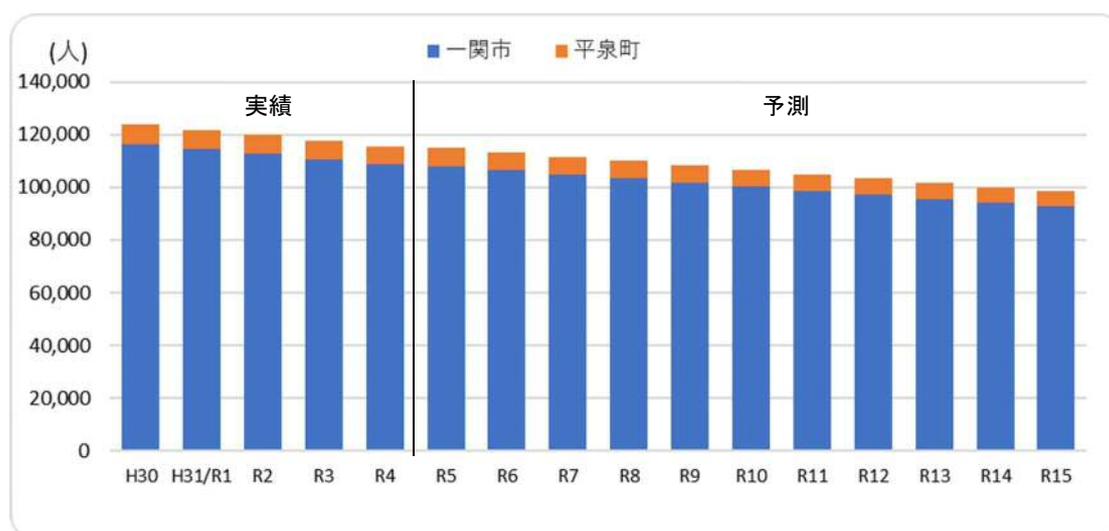
「一関市総合計画後期基本計画 2021-2025」、及び「平泉町人口ビジョン 2021」における独自推計による予測人口を基に組合独自の算定に基づいて推計した。結果を、図表 3-1-3、図表 3-1-4 に示す。一関市、平泉町とも年々人口が減少しており、令和 10 年度では令和 4 年度に対して一関市、平泉町共に約 8%減少するという予測となっている。

なお、詳細な推計結果は、資料編に示す。

図表 3-1-3 将来人口の見込み

(単位：人)

年度	実績					予測	
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R10	R15
一関市	116,367	114,438	112,639	110,679	108,587	100,218	92,634
平泉町	7,584	7,413	7,291	7,129	6,939	6,374	5,870
合計	123,951	121,851	119,930	117,808	115,526	106,592	98,504



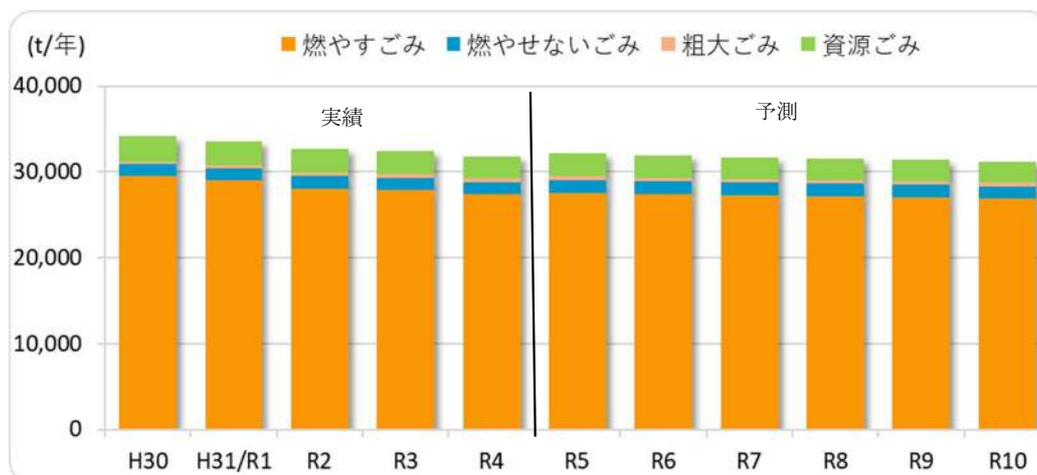
図表 3-1-4 将来人口の見込み

3) 将来ごみ排出量の見込み

過去5年間の実績を元に推計式により求めたごみの種類別排出量は、図表 3-1-5～図表 3-1-8に示すとおりである。一関市では、人口減少の影響で、排出総量は減少すると見込まれるが原単位は増加することが見込まれる。なお、詳細な推計結果は、資料編に示す。

図表 3-1-5 ごみ排出量の見込み（一関市）

項目\年度		単位	R4	R10	
人口		t/年	108,587	100,218	
排出量	燃やすごみ	t/年	27,369	26,905	
	燃やせないごみ	t/年	1,440	1,438	
	粗大ごみ	t/年	430	408	
	資源ごみ	缶	t/年	214	204
		びん	t/年	787	695
		ペットボトル	t/年	219	217
		プラスチック製容器包装	t/年	436	432
		白色トレイ	t/年	3	2.2
		古紙類	t/年	959	860
		廃小型家電	t/年	9	7.0
		(資源ごみ計)	t/年	2,626	2,416
(計)	t/年	31,865	31,167		
一人一日あたりの排出量	燃やすごみ	g/人・日	691	736	
	燃やせないごみ	g/人・日	36	39	
	粗大ごみ	g/人・日	11	11	
	資源ごみ	缶	g/人・日	5.4	5.6
		びん	g/人・日	20	19
		ペットボトル	g/人・日	5.5	5.9
		プラスチック製容器包装	g/人・日	11	12
		白色トレイ	g/人・日	0.06	0.06
		古紙類	g/人・日	24	24
		廃小型家電	g/人・日	0.22	0.19
		(資源ごみ計)	g/人・日	66	66
(計)	g/人・日	804	852		

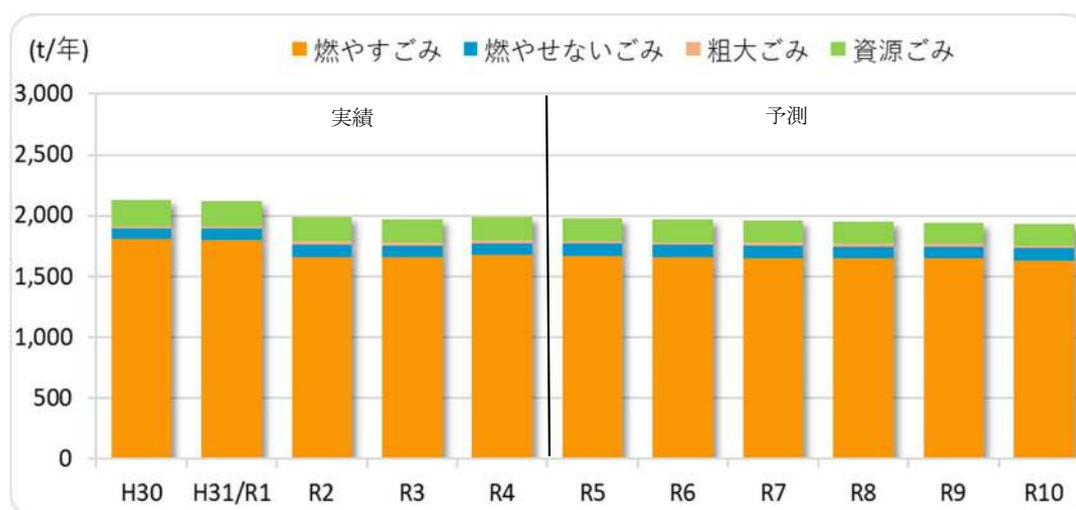


図表 3-1-6 ごみ排出量の見込み（一関市）

平泉町についても同様に、人口減少に伴い排出量は減少するが、原単位については増加することが見込まれる。なお、詳細な推計結果は、資料編に示す。

図表 3-1-7 ごみ排出量の見込み（平泉町）

項目\年度		単位	R4	R10	
人口		t/年	6,939	6,374	
排出量	燃やすごみ	t/年	1,679	1,634	
	燃やせないごみ	t/年	96	96	
	粗大ごみ	t/年	25	25	
	資源ごみ	缶	t/年	13	13
		びん	t/年	63	56
		ペットボトル	t/年	13	12
		プラスチック製容器包装	t/年	28	27
		白色トレイ	t/年		
		古紙類	t/年	72	64
		廃小型家電	t/年	0.6	0.5
		(資源ごみ計)	t/年	190	173
(計)	t/年	1,990	1,929		
(一人あたりの排出量)	燃やすごみ	g/人・日	663	703	
	燃やせないごみ	g/人・日	38	41	
	粗大ごみ	g/人・日	10	11	
	資源ごみ	缶	g/人・日	5.2	5.5
		びん	g/人・日	25	24
		ペットボトル	g/人・日	5.0	5.4
		プラスチック製容器包装	g/人・日	11	11
		白色トレイ	g/人・日	—	—
		古紙類	g/人・日	28	28
		廃小型家電	g/人・日	0.23	0.20
		(資源ごみ計)	g/人・日	75	74
(計)	g/人・日	786	829		



図表 3-1-8 ごみ排出量の見込み（平泉町）

4) 将来ごみ処理・処分量の見込み（予測）

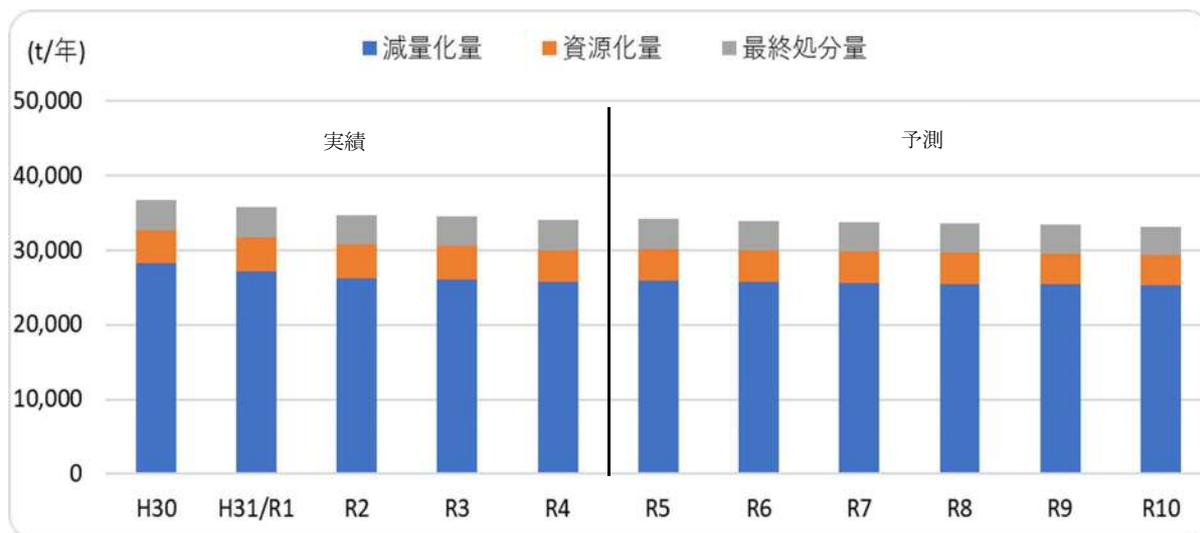
上記の一関市及び平泉町のごみ排出量の見込みを基に、ごみ処理・処分量の見込みを算出した。その結果を図表3-1-9、図表3-1-10に示す。両市町のごみ排出量の減少に伴い、焼却対象ごみ量及び最終処分量においては2%程度、資源化対象ごみについては4%程減少することが見込まれる。令和10年度におけるリサイクル率は12.3%と推計された。

なお、詳細な推計結果は、資料編に示す。

図表3-1-9 ごみ処理・処分量の見込み（予測）

（単位：t/年）

区分		年度		
		実績	予測	
		R4	R10	
焼却	焼却対象ごみ	29,473	28,947	
	処理内訳	焼却残渣	3,816	3,748
		減量化量	25,657	25,199
			75.6%	76.0%
資源化	資源化対象ごみ	5,748	5,506	
	選別後内訳	資源化量	4,337	4,062
			12.8%	12.3%
		可燃残渣	351	346
		不燃残渣	1,112	1,098
最終処分	最終処分量	3,987	3,898	



図表3-1-10 ごみ処理・処分量の見込み（予測）

5) ごみ減量化・リサイクル目標

(1) 市町基本計画における目標値

一関市一般廃棄物減量基本計画、平泉町環境基本計画において、図表 3-1-11、図表 3-1-12 に示すとおり、ごみの減量化と資源化に関する目標値を一関市では令和 8 年度、平泉町では令和 7 年度としてそれぞれ定めている。

また、構成市町の独自事業を含めたリサイクル率については、一関市で 17.2%以上、平泉町で 25%としている。

図表 3-1-11 一関市一般廃棄物減量基本計画の目標値

指標	現状 (R2)	目標 (R8)
一人 1 日当たり排出量	822g/人・日	803g/人・日以下 ※6年間で2%減
リサイクル率	資源化量5,741 t リサイクル率16.8%	リサイクル率17.2%以上 ※6年間で0.4ポイント増

図表 3-1-12 平泉町環境基本計画の目標値

施策	指標	現状 (R1)	目標 (R7)
「廃棄物減量化の推進」	1日 1 人当たりの生活系ごみ排出量	575 g/人・日	500 g/人・日
		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量型のライフスタイルの定着 ・コンポスト化等による生ごみの減量 ・子供たちを対象とした廃棄物減量化、環境美化教育 ・レジ袋使用削減 	
「資源化の推進」	一般廃棄物リサイクル率	10.7%	25%
		<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ分別の啓発強化 ・事業者による自主的な資源回収の促進 ・下水道汚泥の資源化の推進 	

(2) リサイクルに関する目標値の設定

本計画の目標値設定においては構成市町の目標を参考にすることとし、計画目標年度である令和 10 年度に目標値を達成するという想定で行った。

また、計画に掲げられている排出量原単位及びリサイクル率の目標については、構成市町の実施する資源の集団回収量や単独事業が含まれていることから、本計画における各目標値はそれらの量を差し引いた値を参考とすることとし、以下のとおりとする。

図表 3-1-13 本計画における構成市町の目標値

	排出量原単位	リサイクル率
一関市	772 g/人	13.5%
平泉町	492 g/人	22.7%

* 平泉町の排出量原単位は生活系の目標値

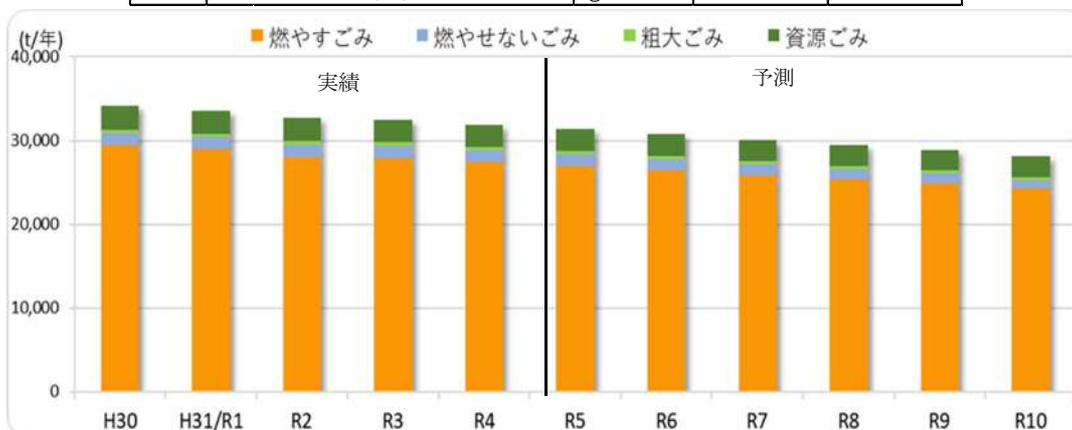
6) 将来ごみ量の目標値

(1) 将来ごみ排出量の目標

図表3-1-13に掲げる目標値を達成するためのごみの種類別排出量目標値は、図表3-1-14～図表3-1-17に示すとおりである。なお、詳細な推計結果は、資料編に示す。なお、R10年度の予測には、新リサイクル施設の稼働に伴い変更される、新たなごみの区分を反映している。(図表3-1-25参照)

図表 3-1-14 ごみ排出量の目標（一関市）

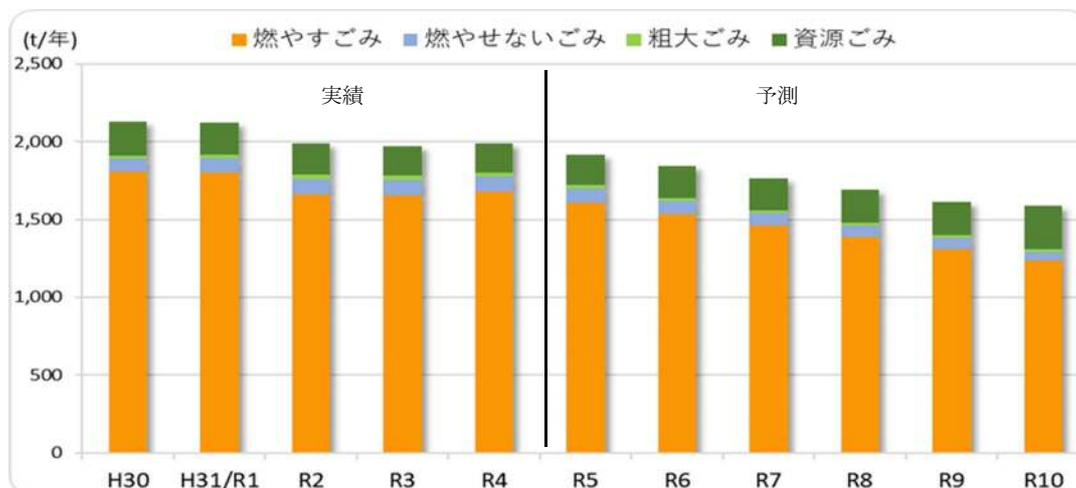
項目\年度		単位	R4	R10	
人口		t/年	108,587	100,218	
排出量	燃やすごみ	t/年	27,369	24,322	
	燃やせないごみ	t/年	1,440	977	
	粗大ごみ	t/年	430	293	
	資源ごみ	缶	t/年	214	192
		びん	t/年	787	695
		ペットボトル	t/年	219	217
		プラスチック製容器包装(R4)	t/年	436	603
		プラスチック資源(R10)			
		白色トレイ	t/年	2.5	2.2
		古紙類	t/年	959	860
		廃小型家電	t/年	8.6	7.0
		古着	t/年		23
		(資源ごみ計)	t/年	2,626	2,598
	危険・有害ごみ	t/年		51	
	(計)	t/年	31,865	28,240	
(一人一日あたりの排出量)	燃やすごみ	g/人・日	691	665	
	燃やせないごみ	g/人・日	36.3	27	
	粗大ごみ	g/人・日	10.9	8.0	
	資源ごみ	缶	g/人・日	5.4	5.2
		びん	g/人・日	20	19
		ペットボトル	g/人・日	5.5	5.9
		プラスチック製容器包装(R4)	g/人・日	11	16
		プラスチック資源(R10)			
		白色トレイ	g/人・日	0.1	0.1
		古紙類	g/人・日	24	24
		廃小型家電	g/人・日	0.2	0.2
		古着	g/人・日		0.6
		(資源ごみ計)	g/人・日	66	71
	危険・有害ごみ	g/人・日		1.4	
	(計)	g/人・日	804	772	



図表 3-1-15 ごみ排出量の目標（一関市）

図表 3-1-16 ごみ排出量の目標（平泉町）

項目\年度		単位	R4	R10	
人口		t/年	6,939	6,374	
排出量	燃やすごみ	t/年	1,679	1,238	
	燃やせないごみ	t/年	96	55	
	粗大ごみ	t/年	25	15	
	資源ごみ	缶	t/年	13	12
		びん	t/年	63	56
		ペットボトル	t/年	13	12
		プラスチック製容器包装(R4)	t/年	28	36
		プラスチック資源(R10)	t/年		
		白色トレイ	t/年		
		古紙類	t/年	72	165
		廃小型家電	t/年	0.6	0.5
		古着	t/年		1.5
	(資源ごみ計)	t/年	190	283	
	危険・有害ごみ	t/年		2.9	
	(計)	t/年	1,990	1,594	
原単位 (一人一日あたりの排出量)	燃やすごみ	g/人・日	663	532	
	燃やせないごみ	g/人・日	37.9	23.6	
	粗大ごみ	g/人・日	9.9	6.6	
	資源ごみ	缶	g/人・日	5.2	5.0
		びん	g/人・日	25	24
		ペットボトル	g/人・日	5.0	5.4
		プラスチック製容器包装(R4)	g/人・日	11	15
		プラスチック資源(R10)	g/人・日		
		白色トレイ	g/人・日	-	-
		古紙類	g/人・日	28	71
		廃小型家電	g/人・日	0.2	0.2
		古着	g/人・日		0.6
	(資源ごみ計)	g/人・日	75	122	
	危険・有害ごみ	g/人・日		1.3	
	(計)	g/人・日	786	685	



図表 3-1-17 ごみ排出量の目標（平泉町）

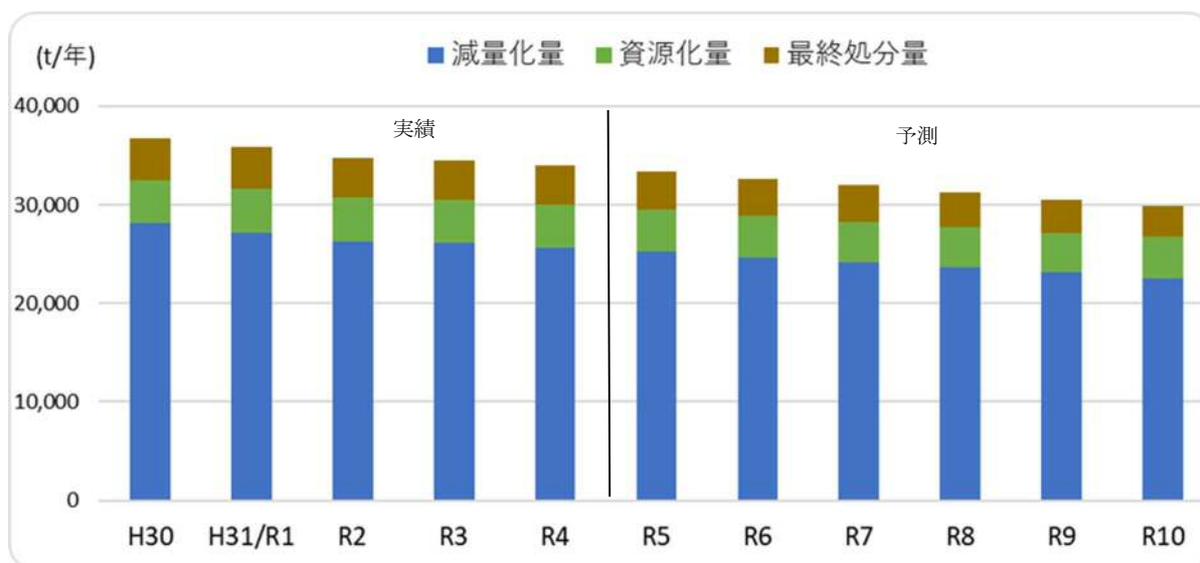
(2) 将来ごみ処理・処分量の目標

ごみ処理・処分量目標値は、図表 3-1-18、図表 3-1-19 に示すとおりである。目標達成にむけて、燃やすごみの排出削減を見込むことから、焼却対象ごみ量及び焼却残渣量は減少する。また、資源化対象ごみについても、燃やせないごみ及び粗大ごみの排出削減等を見込むことから排出量は減少するが、古着やプラスチック資源等の資源化により、資源化率は上昇し、令和 10 年度におけるリサイクル率は 14.1%と予測される。さらに、排出量削減に伴い最終処分量も減少する。

なお、詳細な推計結果は、資料編に示す。

図表 3-1-18 ごみ処理・処分量の目標

区分		年度		実績	目標
				R4	R10
焼却	焼却対象ごみ			29,473	25,865
	処理 内訳	焼却残渣		3,816	3,349
		減量化量		25,657	22,517
				75.6%	75.3%
資源化	資源化対象ごみ			5,748	5,225
	選別後 内訳	資源化量		4,337	4,202
				12.8%	14.1%
		可燃残渣		351	245
		不燃残渣		1,112	778
最終処分	最終処分量			3,987	3,177



図表 3-1-19 ごみ処理・処分量の目標

(3) 予測と目標の比較

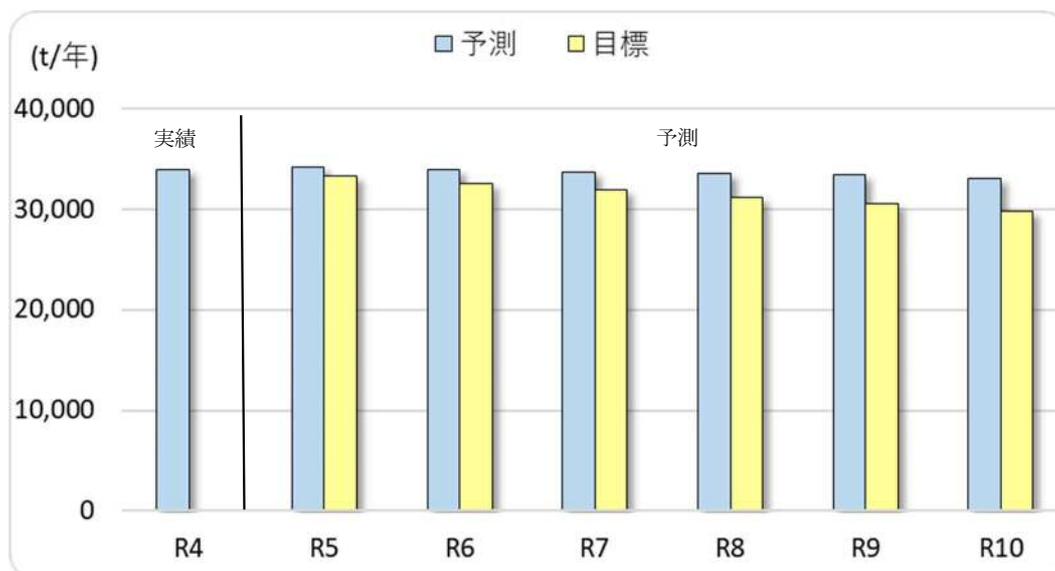
以上により求めたごみ排出量、資源化量、最終処分量について、図表 3-1-20～図表 3-1-23 に示すとおり、予測と目標を比較した。

図表 3-1-20 予測と目標の比較

(単位：t/年)

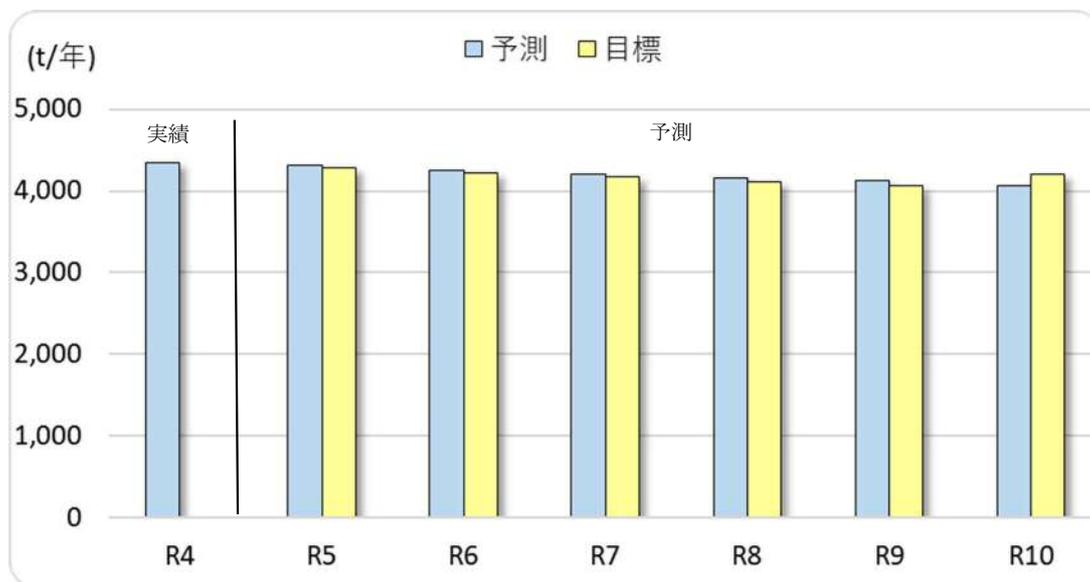
区分	年度	(参考) 実績	予測
		R4	R10
ごみ排出量	予測	33,855	33,096
	目標		29,834
	目標－予測		-3,261
資源化量	予測	4,337	4,062
	目標	—	4,202
	目標－予測	—	140
最終処分量	予測	3,987	3,895
	目標	—	3,177
	目標－予測	—	-719

ごみの総排出量は、人口減少の予測により減少すると見込まれるが、目標達成にむけて燃やすごみの排出削減を見込むことから、令和4年度の実績と比べて「予測」は約2%減であるのに対し、「目標」では約12%の削減が必要となる。削減目標の達成のために、構成市町の「減量計画」及び「1-6 住民・事業者・行政の取組」に示す対策等により、さらなる減量化を目指す。



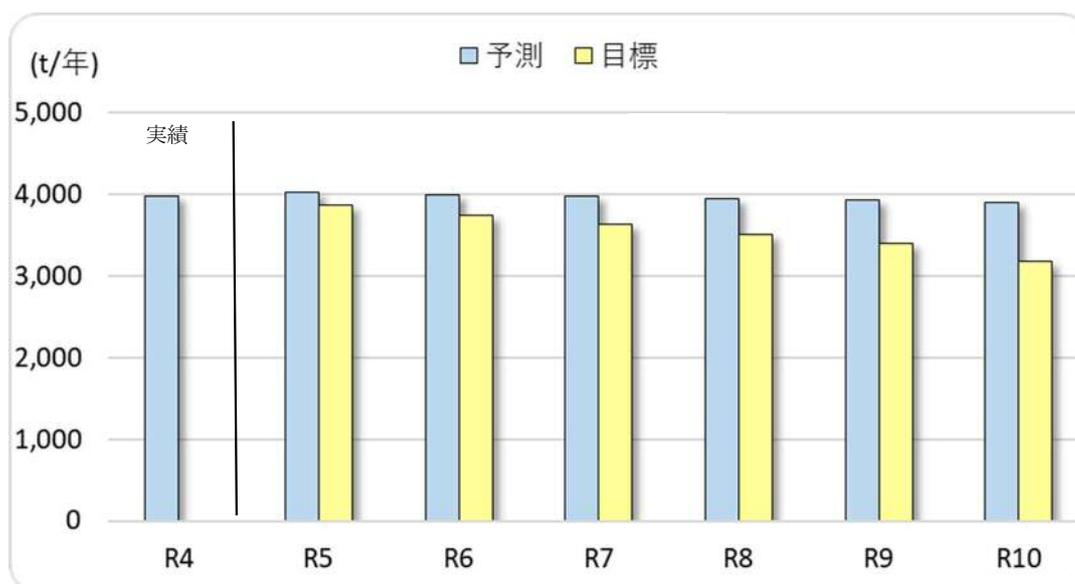
図表 3-1-21 ごみ排出量の予測と目標

新リサイクル施設の稼働に伴うごみの区分変更により、燃やすごみに含まれる古着、並びに燃やせないごみ及び粗大ごみに含まれるプラスチック製品が資源化に回るため、R10年度において資源化量が増加することが見込まれる。一方で、リサイクルに関する目標値（図表 3-1-13）の達成のためにはさらなる資源化が必要であることから、燃やすごみに含まれる資源ごみ（古紙）の分別を徹底することで、目標達成を目指す。

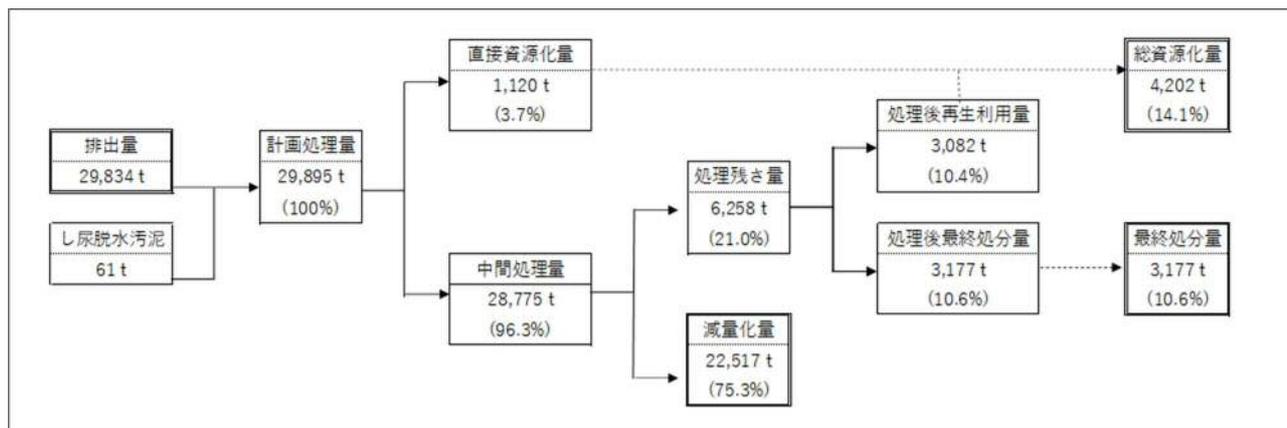


図表 3-1-22 資源化量の予測と目標

ごみの排出量減少に伴い最終処分量も減少する見込みである。また、「目標」においては焼却対象である燃やすごみが削減されることから焼却残渣量も減少することが見込まれる。



図表 3-1-23 最終処分量の予測と目標



図表 3-1-24 ごみの流れ (令和 10 年度目標値)

1-2 ごみ処理基本方針

国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年 6 月)では、これまで進めてきたごみ減量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、「リサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュース・リユース (2 R) の取組強化」、「安心・安全の取組強化」などを新たな政策の柱としている。

また、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、国民の安全・安心に関する意識が高まりつつある中、ごみ処理施設に求められる機能も変化しつつある。

世界の動きとしては、SDGs (持続可能な開発目標) を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が平成 27 年 9 月に「国連持続可能な開発サミット」において採択された。SDGs は、経済・社会・環境の 3 つの側面から持続可能な社会の実現を目指す国際目標であり、2030 年までに達成すべき 17 のゴール (意欲目標) を掲げている。その中で廃棄物分野については、ゴール 12「つくる責任・つかう責任」が特に深く関わっており、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用により廃棄物を削減すること等が盛り込まれている。

これら社会情勢の動向を踏まえ、ごみ処理の基本理念は継続し、基本方針をつぎのとおり見直す。

1) 基本理念

循環型社会の確立を目指します

2) 基本方針

- ①積極的 2 R の推進：3 R のうち発生抑制・再使用の取組を強化します
- ②安心・安全なごみ処理施設の維持：環境に配慮してごみの適正処理を行うとともに、エネルギー回収を推進し、災害に備えた地域の防災拠点として強靱なごみ処理施設を整備・維持します
- ③脱炭素の推進：2050 年カーボンニュートラルに向けて、省エネルギーやごみ焼却発電、プラスチック使用製品の資源化等に取り組みます
- ④SDGs ゴール 12 への貢献：2030 年までに廃棄物の発生を削減するという

目標に向けて、廃棄物の発生抑制、資源化、食品ロス対策等を進めます

1-3 分別及び収集・運搬計画

新リサイクル施設の稼働に合わせて変更する、新たなごみの分別区分としてプラスチック資源（プラスチック製容器包装と同じ区分とする）、古着、危険・有害ごみを設定する（下記参照）。また、収集・運搬の範囲は本組合圏域全体とする。

図表 3-1-25 将来の分別区分

分別区分		排出方法	排出場所	収集頻度	収集体制
燃やすごみ		指定袋	指定された集積所	週2回	委託業者
燃やせないごみ		指定袋		隔週	
資源ごみ	びん	指定袋		隔週	
	缶			隔週	
	ペットボトル			隔週	
	プラスチック資源			週1回	
	紙類	紙ひも 紙袋・紙箱		隔週	
	廃小型家電	（新リサイクル施設稼働開始前までに決定）			
古着					
危険・有害ごみ		指定袋	指定された集積所	隔月	委託業者

なお、家電リサイクル法、資源有効利用促進法対象機器については、販売店又は製造業者に依頼するよう呼びかけ、正規のリサイクルルートにより処理されるよう指導していく。

また、小型家電については、小型家電リサイクル法に基づき、平成26年1月より各清掃センター及び一関市・平泉町内の公共施設に回収ボックスを常時設置し、拠点回収を実施しており今後も継続していく。

適正処理困難物については、これまでどおり専門業者又は販売店に処理を依頼するよう呼びかけるとともに、多量に排出される事業系ごみについては事業所に対して減量計画書の作成を求め、減量化及び資源化を要請していく。

図表 3-1-26 適正処理困難物

分類	内容
爆発性、火災発生 の危険のあるごみ	ガスボンベ、火薬、塗料、消火器、ガソリン、灯油、廃油、シンナーなど
有害性のごみ	バッテリー、農薬、劇薬、毒物、水銀使用の体温計、注射針・点滴針（＊）
焼却・破碎不適 なごみ	一般鋼材、鉄塊類、コンクリート、ドラム缶、レール、ポンプ、自動車部品、スプリング入りベッドマット・ソファー、石、金庫、ボールの玉、石膏ボード、断熱材、農業用資材・機材（＊）

＊注射針・点滴針は、病院、診療所、医療機関、薬局へ返却する

＊農業用資材・機材は、一関市役所・平泉町役場農政担当課又はJA各店へ問合せ

1-4 中間処理計画

1) 中間処理の方針

本組合における中間処理は「県南地区ごみ処理広域化基本構想」（平成 25 年 11 月）に基づき、本組合圏域において焼却施設は 1 施設体制とする。

また、リサイクル施設については既存の 2 施設を統合して 1 施設とし、新処理施設と同一敷地内に整備する。

2) 中間処理施設の整備に関する事項

一関清掃センターと大東清掃センターのごみ処理施設を統合し、令和 10 年度末を目途に新処理施設及び新リサイクル施設の稼働開始を目指す。現時点での新施設の概要は以下のとおり。

図表 3-1-27 新処理施設の概要

候補地	一関市弥栄字一ノ沢ほか
新 処 理 施 設	敷地面積：約30,000㎡
	稼働予定：令和10年度末
	施設規模：106 t / 日（52 t / 24 h × 2炉）
	処理方式：ストーカ炉
新リサイクル施設	新処理施設と同一敷地内
	稼働予定：令和10年度末
	施設規模：15.3 t / 日

新処理施設では従来と同様に、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、可燃残渣、し渣・汚泥及び災害廃棄物を処理の対象とする。また、ごみ焼却に伴い発生する熱を廃熱ボイラで回収し、蒸気タービンで発電を行う。新リサイクル施設においても従来とおり、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの破碎、選別、圧縮、減容等を行うが、新たなごみの区分として製品プラスチック（プラスチック製容器包装と同じ区分とする）、古着、危険・有害ごみを設定し、分別収集して処理を行う。

なお、現施設は老朽化により修繕範囲が増加しているが、プラント業者等による補修必要箇所詳

細調査に基づく補修工事を適宜実施し、新処理施設が稼働するまでの間、維持管理に努めるものとする。

新リサイクル施設の施設規模、処理方式等については、令和4年3月に策定した「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備整備基本計画」及び令和5年7月に策定した「マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画」のとおりである。

新処理施設及び新リサイクル施設の必要規模は、処理対象ごみの将来推計値を基に算定している。なお、大規模な災害が発生しても一定期間において処理が完了するように災害廃棄物処理量も考慮した規模で計画する。

施設規模については、基本計画における推計値を反映し、稼働時期に合わせた規模に見直しを行うこととする。

1-5 最終処分計画

1) 最終処分の方針

最終処分量の減量に取組み、現最終処分場（舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センター）を出来る限り長く使用する一方で、残余容量が逼迫している状況のため、新最終処分場を整備することとした。

2) 最終処分場の整備に関する事項

令和4年度に花泉清掃センターは埋立を完了となり、他の最終処分場全ての残余容量が逼迫している状況にあることから、令和9年度末を目途に新最終処分場の供用開始を目指す。現時点での新最終処分場の概要は以下のとおり。

図表 3-1-28 新最終処分場の概要

候補地	一関市千厩町千厩字北ノ沢ほか
埋立面積	約18,500㎡
埋立容量	126,800㎡
稼働予定	令和9年度末
構造	オープン型

新最終処分場の埋立容量、構造等については、令和4年3月に策定した「一般廃棄物最終処分場整備基本計画」のとおりである。新最終処分場の埋立容量は、対象ごみの将来推計値を基に中間処理施設のごみ処理量により算定している。

埋立容量については、基本計画における推計値を反映し、稼働時期に合わせた規模に見直しを行うこととする。

1-6 住民・事業者・行政の取組

先に定めた減量化・資源化目標及び各計画を達成するために、住民・事業者・行政（組合及び構成市町）が果たすべき取組とその導入時期を、以下に示す。

【ひとりで始められること】

ひとりひとりの心がけで、いまずぐ始められる暮らしづくりを紹介します。



取組1 容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入に当たっては、簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リターナブル容器）を用いている商品等を選択しましょう。

容器包装廃棄物の排出の抑制に取組みましょう。



取組2 再生品を始めとする環境配慮型商品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

再生品のトイレットペーパーの使用やリターナブル容器製品の選択等により、使い捨て品の使用を抑制しましょう。また、リターナブル容器の適切な返却に努めましょう。

可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択しましょう。



取組3 生ごみの水切り徹底

毎日排出する生ごみは、台所の三角コーナーなどで水切りを徹底し、水分を除いてから捨てましょう。水を切ることで、ごみ処理にかかる負担が軽減されます。



取組4 適正排出の厳守

ごみの排出にはルールがあります。適正な処理を行うためには排出時に決められたルールを守ることが大切です。

決められた日時や指定袋、排出方法を守り、ごみの安全な処理ときれいなまちづくりにご協力ください。



取組5 マイバック使用の促進

買い物の際には、ごみとなるレジ袋の利用を抑制し、繰り返し使えるマイバックを使いましょう。ちょっとした気遣いで、ごみ減量や資源化の促進に協力できます。



取組6 長期の利用のこころがけ

購入した物を大切に使用し、故障したものでも修理できるものは修理し、長く使用しましょう。



取組7 資源回収、リユース・リサイクルサービスの積極的な利用

資源回収や集団回収に積極的に参加しましょう。

まだ使える不用品についてはリユースショップや、インターネットやスマートフォンのアプリなどで展開するリユース・リサイクルのサービスを積極的に活用しましょう。



取組8 食品ロス対策

消費期限と賞味期限の違いを正しく理解し、残っている食材から使うなど食材を大切にし、上手に食べきるなど食品ロス削減の取組に努めましょう。

家庭で余っている常温で長持ちする食品は、フードバンク、フードポスト、フードドライブなどに協力しましょう。

【地域のみならずと始めること】

家族や地域のみならず、事業者がともに始める12の暮らしづくりを紹介します。



取組9 住民団体による有価物集団回収の促進等

住民団体による有価物集団回収や衣類、家庭用品等の不用品交換を積極的に行いましょう。ごみの減量化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立ちます。

さらに、フリーマーケットや市町や民間団体が提供する不用品交換情報等を活用して、家庭の不用品を売却したり、交換することでごみ減量化を図りましょう。



取組10 環境教育への参加

構成市町や組合が実施している環境教育の場に積極的に参加し、環境への意識を高めていきましょう。



取組11 効率的な収集・運搬への協力

ごみ出しの方法や時間を守り、効率的な収集・運搬に協力しましょう。



取組12 情報共有の推進

広報紙、行政ホームページ及び各種イベント等情報発信などを活用して、ごみ減量化・資源化の情報

を共有しましょう。



取組 13 住民・事業者・行政の相互連携の推進

住民・事業者・行政が、ごみの減量化・資源化に向けてそれぞれ役割を果たすと共に、情報交換する場に積極的に参加しましょう。



取組 14 環境美化の推進

環境美化運動に積極的に参加しましょう。

今後は、更なる環境美化の推進を図るため、住民の意識の向上や資源化促進を図ります。



取組 15 不法投棄・野焼きの防止

ごみの不法投棄や野焼きは法律違反です。絶対にやめましょう。



取組 16 事業系ごみ発生源における排出抑制

事業者は原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみの排出抑制に努めましょう。



取組 17 過剰包装の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰包装の抑制に努めましょう。



取組 18 流通包装廃棄物の排出抑制、使い捨て容器の使用抑制

容器包装の利用、製造等に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、リターナブル容器を用いること、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に努めましょう。



取組 19 事業系ごみ資源化の促進

古紙回収等により資源化及びごみ排出量減量化の推進を図りましょう。また、事業者独自の資源化の推進・ルートの確保を行うことで、事業系ごみの資源化を促進しましょう。



取組 20 減量計画書の作成

事業者は、減量計画書を作成し、ごみの減量化に取り組んでいきましょう。

【制度を整えていくこと】

組合及び構成市町において、ごみ減量化・資源化に向けた制度を整えていきます。



取組 21 環境教育・意識啓発

構成市町では、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場においてごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組みます。

保育所、幼稚園、小中学校等教育現場における学乳紙容器リサイクルやリサイクル製品の提供などを通じて子どもたちの廃棄物減量化や環境美化に対する意識を育てます。

また、広報、ホームページ等を活用した適正処理及び減量化の取組を促進します。



取組 22 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみについては、事業者の責任において資源化・適正処理・処分することが原則です。事業系ごみの処理について処理費用を勘案した手数料の見直しなどにより適切な経済的インセンティブを与えるとともに、事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底するなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。また、不正に産業廃棄物が持ち込まれないよう、構成市町の取り組みに協力します。

処理施設における展開検査は事業系ごみの削減、発生抑制・資源化への誘導を図る上で非常に有効な手段であり、事業所への立ち入り検査等も含めて事業者への直接指導を推進します。



取組 23 容器包装廃棄物の発生抑制・資源化の推進

住民、販売事業者、行政の連携・協働による地域レベルでのレジ袋の撤廃、使い捨て容器の使用抑制、過剰包装の抑制、リターナブルびんの利用促進に向けた方策について検討するとともに、住民、販売事業者に対する普及・啓発に努めます。

また、店頭回収や行政の分別収集を利用して容器包装廃棄物のリサイクルを推進します。



取組 24 リターナブル容器の利用促進

リユースの普及を図る観点から地域においてリターナブルびんの利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努めます。その他のリターナブル容器についても、利用促進のため事業者や住民への呼びかけに努めます。



取組 25 環境物品等の使用促進

組合及び構成市町において、グリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。



取組 26 資源の分別

資源を効率的に回収し、円滑に資源化する手法として資源の分別があります。資源化の効果が高く、住民にも定着していることから今後も継続並びに拡充を図ります。

一関市で行われている古着の回収イベントを平泉町でも行うことを検討します。

また、プラスチック資源循環法の施行を受けて、プラスチック資源という新たな分別区分の検討を行います。



取組 27 中間処理後の資源物回収

本組合では、リサイクルプラザを整備し資源ごみも併せて処理し資源化しています。

中間処理後の資源物回収についても資源化効果が高く、新リサイクル施設においても継続して行っていきます。



取組 28 新たな資源化技術の検討

焼却残渣のスラグ化やセメント化及び生ごみ、木質系廃棄物のバイオマスリサイクルなど、新たな技術の検討を行い、資源化の促進を図ります。



取組 29 分別収集の継続

家庭系ごみの分別収集は、基本的には今後とも現状の収集形態で積極的に取り組むものとし、資源化のための分別収集の周知、啓発を図り、資源ごみの適正排出により不適物の混入を抑制し、資源化量の増加、ごみ減量化を推進します。

また、ごみ分別アプリ、ごみ収集カレンダー、ごみの分け方出し方テキスト、チラシ等を効果的に活用し、排出指導、啓発活動を行います。



取組 30 リサイクル施設活用の継続

家庭系ごみのうち、可燃ごみ、紙類を除く資源ごみは、新リサイクル施設稼働前については一関清掃センターリサイクルプラザ施設及び大東清掃センターリサイクル処理施設において、新リサイクル施設稼働後においては当該施設において中間処理による資源化を引き続き推進します。



取組 31 適正処理の推進

廃棄物処理法、県条例による野外焼却の規制に基づき、可燃ごみについて適正処理を推進します。



取組 32 排出方法の周知

一時的に多量排出されるごみの排出方法に関する周知・啓発について、今後研究・検討を進めます。また、処理困難物について、処理状況の把握に努めながら、情報提供と啓発、周知を図ります。



取組 33 有料化の検討

ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平性、住民の意識改革につながり、発生抑制に有効と考えられることから、今後、国のガイドラインにより検討します。



取組 34 事業系ごみの適正排出の推進

家庭系ごみに準じた分別方法による資源化を促進します。また、家庭系ごみ集積所への排出があると推測されることから、状況把握に努めながら、適正排出に関して啓発、周知の徹底、減量化を促進します。

事業系ごみの適正処理の促進を図るための研究・検討を行います。また、県関係機関と協力し、一般廃棄物と産業廃棄物の分別に関する啓発、産業廃棄物の混入防止、受入しない産業廃棄物の種類及び処理方法の周知を行います。



取組 35 生ごみ処理機の利用促進

生ごみ減量機器の購入助成により生ごみ減量機器の普及を図り、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進します。



取組 36 仕組みづくり、資源化の研究

新しい廃棄物処理施設の整備にあわせて、分別や収集の仕組みづくりについて、研究及び検討します。



取組 37 食品ロス対策

食品ロス削減のため、家庭や飲食店などにおける「残さず食べよう！30・10運動」などの取組を推進します。

フードバンク、フードポスト、フードドライブなどの情報を収集し、利用を促進します。

図表 3-1-29 住民・事業者・行政の取組

取組の概要		
始められること	取組1	容器包装廃棄物の排出抑制
	取組2	再生品を始めとする環境配慮型商品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
	取組3	生ごみの水切り徹底
	取組4	適正排出の厳守
	取組5	マイバック使用の促進
	取組6	長期の利用のこころがけ
	取組7	資源回収、リユース・リサイクルサービスの積極的な利用
	取組8	食品ロス対策
地域のみんなと始めること	取組9	住民団体による有価物集団回収の促進等
	取組10	環境教育への参加
	取組11	効率的な収集・運搬への協力
	取組12	情報共有の推進
	取組13	住民・事業者・行政の相互連携の推進
	取組14	環境美化の推進
	取組15	不法投棄・野焼きの防止
	取組16	事業系ごみ発生源における排出抑制
	取組17	過剰包装の抑制
	取組18	流通包装廃棄物の排出抑制、使い捨て容器の使用抑制
	取組19	事業系ごみ資源化の促進
	取組20	減量計画書の作成
制度を整えていくこと	取組21	環境教育・意識啓発
	取組22	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
	取組23	容器包装廃棄物の発生抑制・資源化の推進
	取組24	リターナブル容器の利用促進
	取組25	環境物品等の使用促進
	取組26	資源の分別
	取組27	中間処理後の資源物回収
	取組28	新たな資源化技術の検討
	取組29	分別収集の継続
	取組30	リサイクル施設活用の継続
	取組31	適正処理の推進
	取組32	排出方法の周知
	取組33	有料化の検討
	取組34	事業系ごみの適正排出の推進
	取組35	生ごみ処理機の利用促進
	取組36	仕組みづくり、資源化の研究
	取組37	食品ロス対策

1-7 受入基準の設定

1) 廃棄物

廃棄物処理施設での受入基準は「一関地区広域行政組合一般廃棄物受入基準」によるものとする。

2) 火災ごみ

管内住民が居住する家屋等の火災により発生した廃棄物の受け入れについては、図表 3-1-30 のとおりとする。

図表 3-1-30 火災ごみの受入基準

1. 対象となる建物	住宅用家屋並びに同一敷地内の構造物。ただし、焼失を免れた部分の解体・処分を業者依頼した場合は、産廃に該当するので受け入れ不可とする。 ○対象外となる建物 店舗、店舗兼住宅のうち店舗にかかる部分、事業所、工場、賃貸住宅、従業員寮、社宅等事業用を目的とした住宅
2. 減免期間	申請のあったときから罹災した廃棄物の搬入が完了するときまで。ただし、減免期間は1年を超えることができない。
3. 申請方法	廃棄物処理手数料減免申請書、罹災証明書(管轄の消防署から交付される。写しも可。)を清掃センターに提出し、事前に必要台数分の搬入の許可を受けること。
4. 申請者	被災者本人(所有者)による申請を原則とする。ただし、親族による代理申請も可とする。業者による申請は不可。
5. 搬入時間	月曜日から金曜日(休業日を除く) 午前:8時30分から11時45分まで 午後:1時00分から4時30分まで
6. 受け入れできるもの	ごみ焼却施設及び不燃ごみ施設で中間処理が可能なもの。最終処分場への直接搬入は一切行わない。 ○燃やすごみ 罹災した紙類、木材、衣類、木製家具、木製棚、プラスチック製品、燃え殻など焼却ピットに投入可能なもの。 ○燃やせないごみ 通常において家庭系不燃ごみ、または資源ごみとして受け入れを行っている品目と判別できるもので、かつ、罹災後においてもなお不燃受入ホッパに投入可能なもの。 【具体例】 家財道具、家電製品(例外として損傷が激しく正規のルートで処理が困難な家電リサイクル法対象機器、資源有効利用促進法対象機器、小型家電リサイクル法対象機器を含む)、びん・缶、トタン、ガラス、建具。
7. 受け入れできないもの	ごみ焼却施設及び不燃ごみ施設で中間処理ができないもの。 【具体例】 ・土砂類および土砂が付着したもの ・コンクリート・ブロックなどの基礎部分 ・洗面台・流し台・浴槽など建物に付随した設備 ・石膏ボード、鉄骨、鉄筋、瓦、フェンス、タイル、門扉、耐火金庫・タイヤ・原動機付自転車・モーターなどの適正処理困難物 ・消火器などの圧力容器

<p>8. 搬入時の注意事項</p>	<p>(1)付着した土砂等は取り除くこと。 (2)荷下ろしは、必ず清掃センター職員の立ち会いのもと行い、搬入者は、当該職員の指示に従うこと。 (3)木材は次の大きさに収まるよう揃えること。 ○一関清掃センターへ搬入する場合→長さ 2.0m、太さ 20cm 以下 ○大東清掃センターへ搬入する場合→長さ 1.0m、太さ 10cm 以下 (4)1日あたりの搬入量は4t の範囲内とし、ごみ焼却施設担当者が設備の稼働状況に応じて決定する。搬入者は、前日までに予定量を報告し、搬入の承認を受けること。 (5)火災ごみにおいても、定期補修等による可燃粗大ごみ受入制限期間などにあわせて、やむを得ない場合に限り、清掃センター所長は受入れを行わない期間を設けることができる。搬入者はその決定に従うこと。</p>
--------------------	--

1-8 その他の施策

1) 災害廃棄物処理に関する事項

災害廃棄物の収集・運搬及び処理に係る体制、場所、方法等については、「一関市地域防災計画」「一関市災害廃棄物処理計画」及び「平泉町地域防災計画」に基づき、構成市町及び岩手県、近隣自治体と協力して実施する。また、災害時においては、災害廃棄物のみならず通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施される必要があることから、平時の備えとして災害時において一般廃棄物処理事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画も併せて検討する。

2) 違法搬入防止に関する事項

廃棄物処理法に基づき、管外からの不正なごみの持ち込み、廃棄物処理業無許可業者及び第3者による違法な搬入を未然に防止するための取り組み（ごみ搬入時における発生場所や身分の確認等）を適宜行うとともに、構成市町、国県等関係機関との情報共有や連携を一層進め、その防止に努める。

3) 放射能汚染廃棄物に関する事項

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）では、事故由来放射性物質による汚染状況について監視及び測定を実施し、その結果を公表するよう定められている。

本組合では、本組合の所有する廃棄物処理施設において定期的に、焼却残渣や脱水汚泥、放流水の放射能測定を実施し、ホームページ上で公開している。

今後も国等の動向に合わせながら、監視及び測定を行っていく。

4) 食品ロス対策

令和元年10月に食品ロス削減を目指す「食品ロス削減の推進に関する法律」が施行され、国・地

方自治体及び事業者の責務、並びに消費者の役割が明記され、各主体において食品ロス削減を推進することが求められている。一関市においても「残さず食べよう！30・10運動」等が実施されているところであり、一般廃棄物の処理を行う本組合としても、構成市町と連携して啓発等の対策を図るものとする。

5) プラスチック対策

令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る必要な措置が求められている。本組合では、既存の二つのリサイクル施設を統合し、新リサイクル施設を整備し、現在燃やせないごみ又は燃やすごみとして排出されている製品プラスチックを、プラスチック製容器包装と一緒に収集し、資源化する予定である。

6) 感染症に伴う対策

令和元年度から世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症により、生活環境は大きく変化した。ごみ処理は住民の生活を衛生的に確保するために不可欠な業務であり、このような非常事態においても事業を継続することが求められる。

組合職員、構成市町、委託業者の感染症防止策について国のガイドラインに遵守し、万一の時に着実にごみ処理を継続できるよう、安全・安心なごみ処理体制を確保する。

第2章 生活排水処理基本計画

2-1 計画フレーム

1) 予測方法

将来のし尿及び浄化槽汚泥排出量ならびに処理施設の必要規模を算出するに当たっては、以下の方法を採用する。

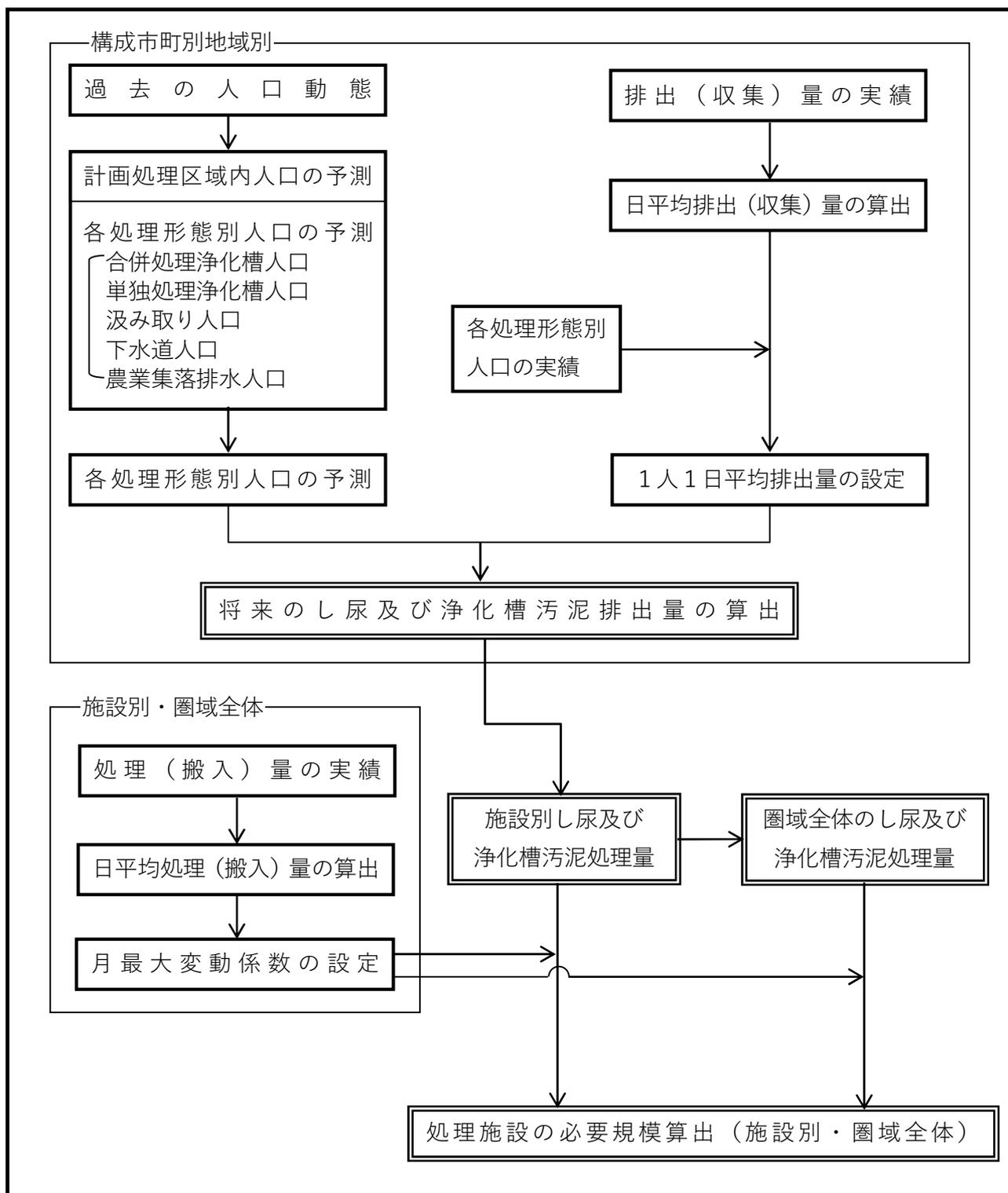
(1) 構成市町別地域別のし尿及び浄化槽汚泥排出量の算出

- ① 市町別地域別の人口実績に基づき、将来の生活排水の処理形態別人口を市町・地域ごとに予測する。
- ② 市町別地域別の排出量実績から発生原単位を市町・地域ごとに算出し、設定する。
- ③ ①で求めた人口に、②で設定した発生原単位を乗じて、し尿及び浄化槽汚泥排出量を算出する。

(2) 処理施設の必要規模の算出

- ① 施設別し尿及び浄化槽汚泥処理量及び圏域全体のし尿及び浄化槽汚泥処理量を算出する。
- ② 施設別または圏域全体の処理量実績から施設別または圏域全体の月変動係数を算出し、計画月最大変動係数を設定する。
- ③ ①で求めた処理量に、②で設定した計画月最大変動係数を乗じて、各年度の必要規模を施設別または圏域全体で算出する。

これらの予測手順を図表3-2-1に示す



図表 3-2-1 予測手順

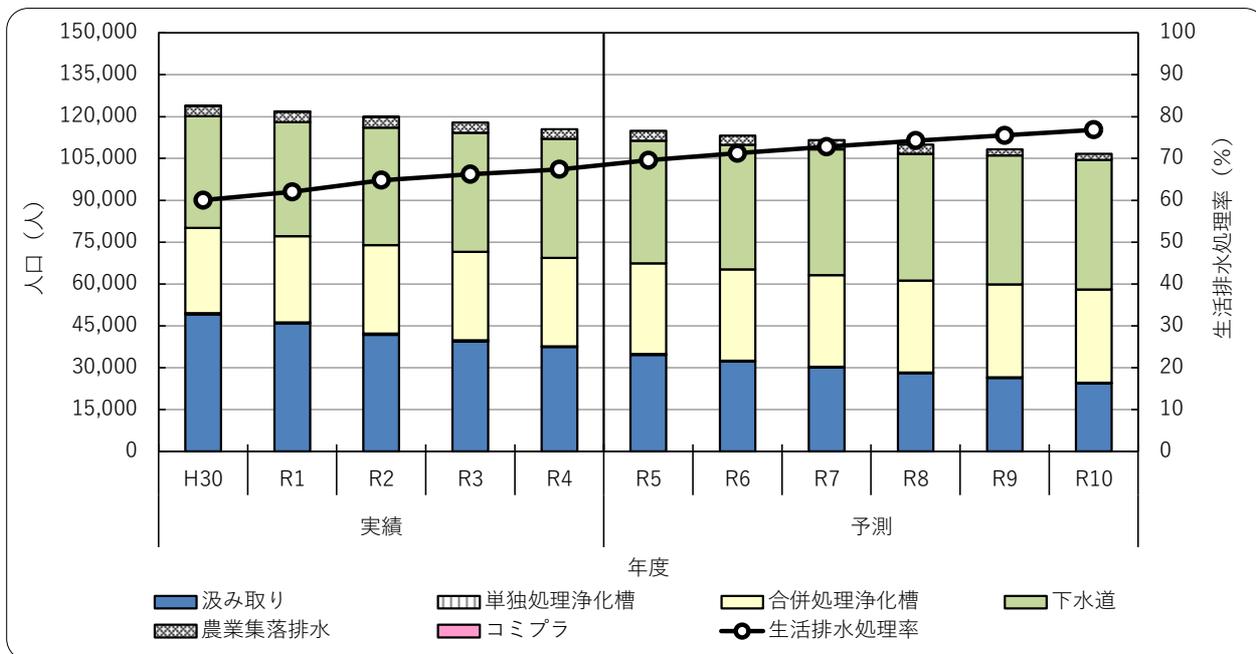
2) 生活処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の見込みを、図表3-2-2～図表3-2-3に示す。

組合全体では、下水道及び農業集落排水の接続率増加、汲み取りから合併処理浄化槽への転換の推進を行うことで、生活排水処理率は令和10年度で76.9%になると見込まれる。なお、詳細な推計結果は、資料編に示す。

図表 3-2-2 生活排水処理形態別人口の見込み

項目	年度	基準年度 (R4年度)	目標年度 (R10年度)	
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	(人)	115,526	106,592
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	77,866	81,929
	(1)コミュニティプラント人口	(人)	0	0
	(2)合併処理浄化槽人口	(人)	31,690	33,348
	(3)下水道人口	(人)	42,650	46,438
	(4)農業集落排水人口	(人)	3,526	2,143
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	309	214
	4.非水洗化人口	(人)	37,351	24,449
	(1)汲み取り人口	(人)	37,351	24,449
	(2)自家処理人口	(人)	0	0
5.計画処理区域外人口	(人)	0	0	
生活排水処理率	(%)	67.4	76.9	



図表 3-2-3 生活排水処理形態別人口の見込み

3) し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

将来のし尿及び浄化槽汚泥量は、図表3-2-4～図表3-2-6に示すとおりである。

処理量合計は、年々減少するものと見込まれる。処理形態別にみると、し尿は減少傾向、浄化槽汚泥量は横ばいと見込まれる。なお、詳細な推計結果は、資料編に示す。

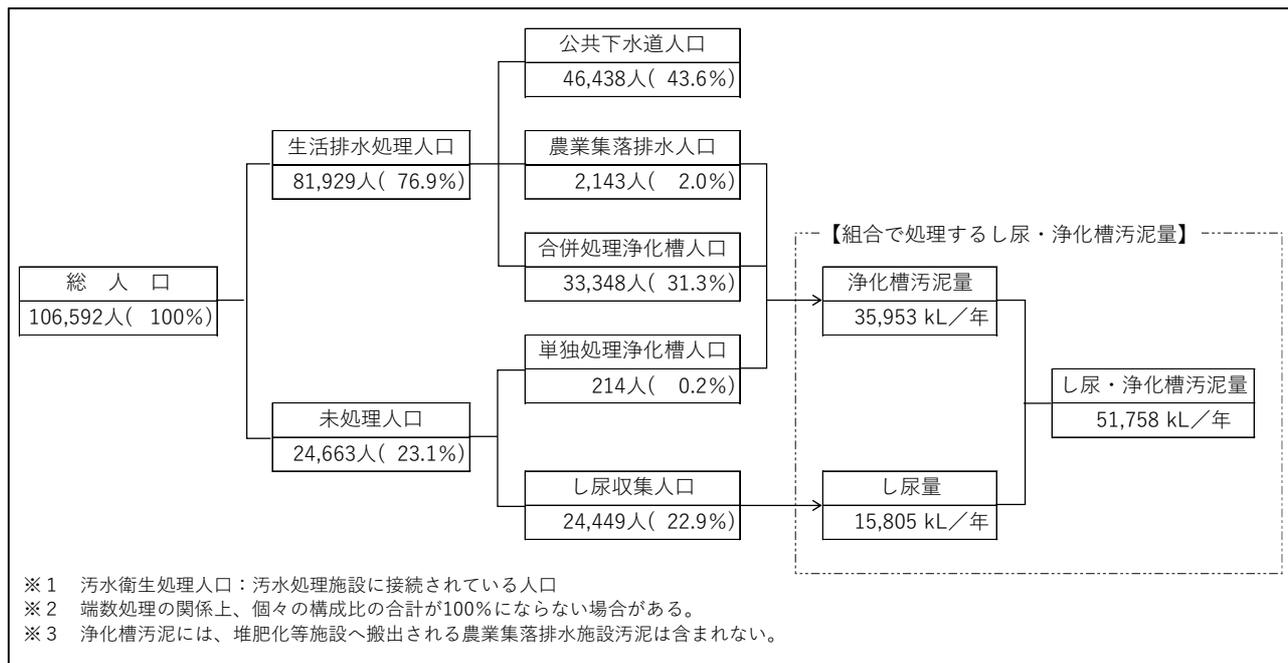
図表 3-2-4 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

項目	年度	基準年度 (R4年度)	目標年度 (R10年度)
	日平均処理量 (kL/日)		200.4
し尿量 (kL/日)		156.9	98.5
浄化槽汚泥量 (kL/日)		43.5	43.3
年間処理量 (kL/年)		73,137	51,758
し尿量 (kL/年)		57,287	35,953
浄化槽汚泥量 (kL/年)		15,849	15,805

※ 端数処理の関係上、個々の計と合計が一致しない場合がある。



図表 3-2-5 し尿及び浄化槽汚泥日平均処理量の見込み



図表 3-2-6 生活排水処理の流れ（目標値）

4) 処理施設の必要規模の検討

最適な処理システム構築のために、目標年度（令和10年度）における処理施設の必要規模について検討する。ただし、施設整備の検討に当たっては、既存施設の状況を踏まえ各施設の耐用年数等、他の検討要因についても考慮しなければならないことに留意が必要である。

(1) 各施設の余剰能力

目標年度における各施設の余剰能力は、以下のとおりである。

ア. 一関清掃センター

一関清掃センターにおける必要規模は図表3-2-7に示すとおりである。目標年度（令和10年度）の必要規模は91kL/日であり、既存施設の計画処理量160kL/日（第1：80kL/日、第2：80kL/日）に対して57%であり、余剰能力があるものと推計される。

イ. 川崎清掃センター

川崎清掃センターにおける必要規模は図表3-2-8に示すとおりである。目標年度（令和10年度）の必要規模は73kL/日であり、既存施設の計画処理量100kL/日に対して73%であり、余剰能力があるものと推計される。

(2) 組合圏域における必要規模

圏域全体における処理施設の必要規模は図表3-2-9に示すとおりである。目標年度（令和10年度）の必要規模は163kL/日となる。

(3) 整備方案と必要規模

ア. 既存施設を活用する場合

(ア) 全ての施設を存続

一関清掃センター（第1、第2）、川崎清掃センター両施設を存続する場合の必要規模は、前述したとおりであり、各施設の計画処理能力を下回る。

(イ) 一関清掃センター（第1、第2）の統合

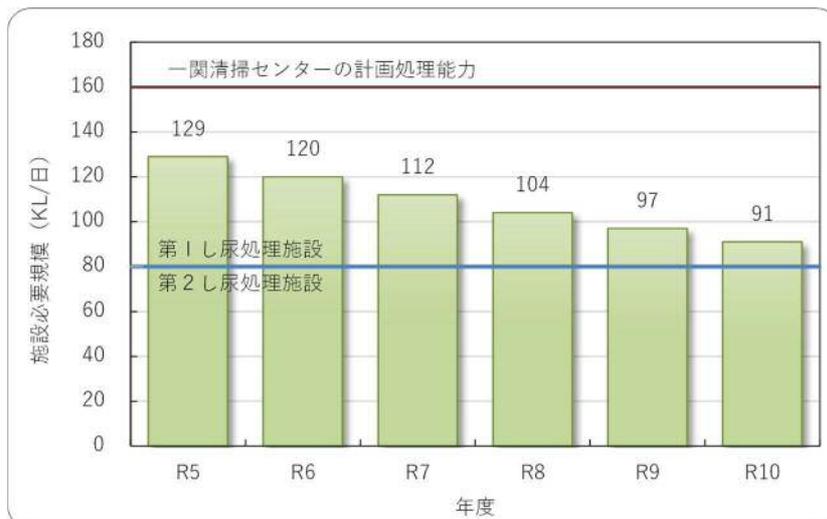
一関清掃センターにおいて、第1し尿処理施設、第2し尿処理施設いずれかの施設に集約する場合の必要規模は91kL/日となる。施設の計画処理能力は80kL/日であり、処理能力が不足するため、処理方式の変更等により対応が可能か詳細な検討が必要となる。

(ウ) 既存し尿処理施設の集約

既存し尿処理施設を1施設に集約する場合の必要規模は163kL/日である。一関清掃センターの計画処理量は160kL/日、川崎清掃センターの計画処理量は100kL/日であり、施設の計画処理量を上回ることから、1施設への集約は、現状の施設のままでは困難と考えられるが、処理方式の変更等で対応可能か詳細な検討が必要となる。

イ. 新施設を建設する場合

全施設を統合し、新たな施設をする場合の必要規模は、163kL/日となる。



図表 3-2-7 処理施設の必要規模の推移（一関清掃センター）



図表 3-2-8 処理施設の必要規模の推移（川崎清掃センター）



図表 3-2-9 処理施設の必要規模の推移（圏域合計）

2-2 生活排水処理基本方針

現状では、約3割の世帯において生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域へ排出されており、河川環境の保全が必要となっていることから、生活排水処理の基本理念及び基本方針を継続し、次のとおりとする。

1) 基本理念

自然環境の保全のための生活排水の適正な処理を行います

2) 基本方針

生活雑排水による環境負荷の軽減

2-3 下水道及び農業集落排水施設の整備計画

下水道及び農業集落排水施設の概要は、図表2-3-12 (p.45) 及び図表2-3-15 (p.47) に示すとおりである。

流域下水道は県が管理しており、公共下水道及び農業集落排水事業は構成市町が行っていることから、本組合として事業推進に協力していく。また、整備が完了している地域については、構成市町において早期接続を呼びかけていく。

2-4 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

1) 収集・運搬計画

将来の収集・運搬の範囲は本組合圏域全体とし、許可業者により収集する。

2) 中間処理計画

現し尿処理施設を維持管理し、将来にわたって安定的な処理を推進していく。

今後、処理量の減少や浄化槽汚泥混入率の増加が見込まれることから、処理量減及び低負荷に対応するため、将来におけるし尿処理施設の運転方法を検討し、適正な維持管理を図っていく。

3) 最終処分計画

現在、一関清掃センター及び川崎清掃センターから発生する脱水汚泥等は場外搬出し全量資源化を行っているが、し尿処理施設から発生するし渣は焼却処理を行っている。今後も脱水汚泥の資源化を継続していく。

2-5 住民・事業者・行政の取組

先に定めた各計画を達成するために、住民・事業者・行政（組合及び構成市町）が果たすべき取組を、以下に示す。



取組1 環境学習の充実

生活排水に対する意識を高揚するための環境学習の場を提供し、住民一人ひとりが発生源対策を実施できるよう啓発を図ります。



取組2 環境情報の提供

チラシ等の配布、ホームページの活用などにより、生活排水対策についての情報提供に努めます。



取組3 地域住民との連携

地域住民と連携して、住民一人ひとりが環境に配慮した暮らしが実践できるよう啓発活動を行います。



取組4 家庭での生活排水対策実践の普及、エコライフの充実

家庭では、調理中に出てくる調理くずをそのまま流さず三角コーナーを設けて取り除く、使用済み油をそのまま流さない、台所洗剤を控えめにするなど、生活排水対策を実践し、エコライフを充実させていきましょう。



取組5 浄化槽の維持管理

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、チラシやホームページを通じて、清掃・保守点検・法定検査の実施の啓発を進めます。

図表 3-2-10 住民・事業者・行税の取組

取組の概要	
取組1	環境学習の充実
取組2	環境情報の提供
取組3	地域住民との連携
取組4	家庭での生活排水対策実践の普及、エコライフの充実
取組5	浄化槽の維持管理